
令和 7 年 第123回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 3 日）

令和 7 年 3 月 3 日（月曜日）

議事日程（第 3 号）

令和 7 年 3 月 3 日 午前 9 時開議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 第 4 号議案 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件 |
| 日程第 2 | 第 5 号議案 | 神河町手話言語条例制定の件 |
| 日程第 3 | 第 6 号議案 | 神河町図書コミュニティ公園の設置及び管理に関する条例制定の件 |
| 日程第 4 | 第 7 号議案 | 神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 5 | 第 8 号議案 | 神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 第 9 号議案 | 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 第10号議案 | 神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 第11号議案 | 神河町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 6 | 第12号議案 | 神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 7 | 第13号議案 | 神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 8 | 第14号議案 | 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 第15号議案 | 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 9 | 第16号議案 | 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第10 | 第17号議案 | 神河町神崎農村公園条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第11 | 第18号議案 | 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第12 | 第19号議案 | 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第13 | 第20号議案 | 神河町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |

日程第14	第21号議案	神河町公民館設置条例の一部を改正する条例制定の件
	第22号議案	神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件
日程第15	第23号議案	神河町水道給水条例等の一部を改正する条例制定の件
日程第16	第24号議案	中播北部行政事務組合規約の一部変更について
日程第17	第25号議案	令和6年度神河町一般会計補正予算（第7号）
日程第18	第26号議案	令和6年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
日程第19	第27号議案	令和6年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号）
日程第20	第28号議案	令和6年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
日程第21	第29号議案	令和6年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
日程第22	第30号議案	令和6年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
日程第23	第31号議案	令和6年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
日程第24	第32号議案	令和6年度神河町水道事業会計補正予算（第5号）
日程第25	第33号議案	令和6年度神河町下水道事業会計補正予算（第5号）
日程第26	第34号議案	令和7年度神河町一般会計予算
日程第27	第35号議案	令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計予算
日程第28	第36号議案	令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
日程第29	第37号議案	令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第30	第38号議案	令和7年度神河町介護保険事業特別会計予算
日程第31	第39号議案	令和7年度神河町土地開発事業特別会計予算
日程第32	第40号議案	令和7年度神河町訪問看護事業特別会計予算
日程第33	第41号議案	令和7年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
日程第34	第42号議案	令和7年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
日程第35	第43号議案	令和7年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
日程第36	第44号議案	令和7年度神河町水道事業会計予算
日程第37	第45号議案	令和7年度神河町下水道事業会計予算
日程第38	第46号議案	令和7年度公立神崎総合病院事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1	第4号議案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
日程第2	第5号議案	神河町手話言語条例制定の件
日程第3	第6号議案	神河町図書コミュニティ公園の設置及び管理に関する条例制定の件
日程第4	第7号議案	神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

		等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 5	第 8 号議案	神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	第 9 号議案	神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	第10号議案	神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	第11号議案	神河町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 6	第12号議案	神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 7	第13号議案	神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 8	第14号議案	神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
	第15号議案	神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 9	第16号議案	神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
日程第10	第17号議案	神河町神崎農村公園条例の一部を改正する条例制定の件
日程第11	第18号議案	神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
日程第12	第19号議案	神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
日程第13	第20号議案	神河町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第14	第21号議案	神河町公民館設置条例の一部を改正する条例制定の件
	第22号議案	神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件
日程第15	第23号議案	神河町水道給水条例等の一部を改正する条例制定の件
日程第16	第24号議案	中播北部行政事務組合理約の一部変更について
日程第17	第25号議案	令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 7 号）
日程第18	第26号議案	令和 6 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
日程第19	第27号議案	令和 6 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 5 号）
日程第20	第28号議案	令和 6 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
日程第21	第29号議案	令和 6 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第22	第30号議案	令和 6 年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）

日程第23	第31号議案	令和6年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
日程第24	第32号議案	令和6年度神河町水道事業会計補正予算（第5号）
日程第25	第33号議案	令和6年度神河町下水道事業会計補正予算（第5号）
日程第26	第34号議案	令和7年度神河町一般会計予算
日程第27	第35号議案	令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計予算
日程第28	第36号議案	令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
日程第29	第37号議案	令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第30	第38号議案	令和7年度神河町介護保険事業特別会計予算
日程第31	第39号議案	令和7年度神河町土地開発事業特別会計予算
日程第32	第40号議案	令和7年度神河町訪問看護事業特別会計予算
日程第33	第41号議案	令和7年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
日程第34	第42号議案	令和7年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
日程第35	第43号議案	令和7年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
日程第36	第44号議案	令和7年度神河町水道事業会計予算
日程第37	第45号議案	令和7年度神河町下水道事業会計予算
日程第38	第46号議案	令和7年度公立神崎総合病院事業会計予算

出席議員（10名）

1 番	小 島 義 次	7 番	松 岡 宣 彦
2 番	木 村 秀 幸	8 番	藤 森 正 晴
3 番	小 寺 俊 輔	9 番	藤 原 資 広
4 番	廣 納 良 幸	11 番	栗 原 廣 哉
5 番	安 部 重 助	12 番	澤 田 俊 一

欠席議員（1名）

6 番 吉 岡 嘉 宏

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 内 教 男 主査 鶴 野 雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	建設課長	藤 原 寿 一
副町長	前 田 義 人	地籍課長	中 野 友 純
教育長	入 江 多喜夫	上下水道課長	谷 総 和 人

総務課長 平 岡 万寿夫
総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長
..... 黒 田 勝 樹
税務課長 藤 原 一 宏
住民生活課長 長 井 千 晴
住民生活課参事兼防災特命参事
..... 井 出 博
農林政策課長 前 川 穂 積
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事
..... 岩 田 勲
ひと・まち・みらい課長
..... 石 橋 啓 明
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事
..... 高 橋 吉 治

健康福祉課長 藤 原 栄 太
健康福祉課参事兼保健師事業特命参事
..... 木 村 弘 美
会計管理者兼会計課長
..... 北 川 由 美
町参事兼事務長 高 階 正 三
病院総務課長兼施設課長
..... 井 上 淳 一 朗
教育課長兼給食センター所長
..... 児 島 浩 司
教育課参事兼社会教育特命参事
..... 宮 本 公 平

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。会議を再開します。

ただいまの出席議員数は 10 名であります。定足数に達していますので、第 123 回
神河町議会定例会の第 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、吉岡嘉宏議員より、病気加療中のため欠席届が提出されておりますので、御報告申し上げます。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 第 4 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 1、第 4 号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 4 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第4号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第2 第5号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第2、第5号議案、神河町手話言語条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。まずこの条例の前文の一番最後に、神河町は、町民生活におけるコミュニケーションツールとして手話という言語を発展させることで、全ての町民が安全・安心に暮らすことができる社会を目指しこの条例を制定します、と一文にあります。この理念を実現するための町の取組として、提案説明のときに健康福祉課長からいろいろと説明をいただきました。率直な感想を言いますと、少々物足りないと思います。手話を発展させ、全ての町民が安全・安心に暮らすにはまだまだ物足りないと思います。主に健康福祉課長が説明いただいたのは啓発部分が主だったと思うんです。ただ啓発するだけでは、今までの施策とそんなに変化がないといえますか、わざわざ手話言語条例としてね、制定するんですから、あの委員会でも言ったんですけれども、もう一步踏み込んだ事業を展開していただきたいと思います。

そこで、ここからは質問というか提案になるんですけれども、提案説明の中に、学校教育での理解の促進に努めるとありましたが、もう一步踏み込んで、学校教育の一環に取り入れてはどうでしょうか。学校のカリキュラムの都合もあり、授業の中に組み込むのは大変厳しいとも思いますけれども、例えば週に1回、ホームルームの時間に1つの手話を子供たちに覚えていただく。もしくは民間の人材を活用したクラブ活動として、手話部みたいなものを立ち上げていただく。そういった取組をしていただければ、子供たちから手話が神河町に広がっていくと思うんですけれども、これはどうですか、教育長、教育課長どちらでも、よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課長、児島でございます。御質問ありがとうございます。

学校教育の中で手話を取り入れてはどうかという御質問でございますけれども、今現在考えておりますのは、各校で手話教室を取り組めたらなということを考えております。またあわせて、先ほど御質問の中にも週1回覚える機会であったり、民間の手話部ですか、手話部をつくってはどうかということも御提案いただきましたので、今後、学校のほうと併せて検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。やっぱりせっかくね、手話を言語とし

て条例で定めるというのは、いわゆる神河町で使える、もう公用語として認めるっていうことやと思うんです。やっぱ手話がね、神河町のどこでもできる、できるというか通じるようになる。なかなか言葉で言うのは簡単ですけども、それは一朝一夕にはできないと思いますけど、そういった理想を目指してね、ぜひ行政の方には頑張ってくださいと思います。もちろん我々議員もね、できるだけ、頭悪いですけども、手話を覚えたいと思いますんで、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。御質問ありがとうございます。

児童生徒にも手話に触れる機会をなるべく多く取って、今御質問いただいた内容を推進していきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。私もこれちょっと勉強してみたんですけど、全国で県内の自治体全てがこの条例を認めているのは岡山県だけなんですね。神崎郡は全然まだ今回が初めてで、違うんですか。ちょっと勉強不足のところあります。

ただ今回の分、財政措置の項目っていうのが、よそと比べて見当たらないんです。財政措置の項目っていうのは、例えば、町は手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。このような項目が抜けてると思うんですけど、その辺はどうですか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原健康福祉課長君。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。財政措置のところに関しましては、地域生活支援事業のほうで、1つのその事業の中で組み込んでおりますのでよろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） この条例の中に組み込まなくて、そっちのほうで組み込んでいるということの理解でいいんですか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原健康福祉課長、具体的に少し数字等があるのであれば、その事業について説明をお願いいたします。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。地域生活支援事業の中に組み込んでおりますが、具体的に言いますと、手話養成講座につきましては、すみません、神崎郡の自立支援協議会のほうで3町合同でやっておりますので、そちらのほうで3町でやっておりますので、そのうちの神河町分ということで入れております。

また、財政的に言いますと、クリアファイルを配布するという予定しておりますので、その分についてもそちらのほうで組み込んでおったりしております。

あと、意思疎通支援の軟骨伝導集音器につきましても、新たに3万円を2つ、住民生

活課のほうと健康福祉課のほうに設置する予定にしております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。ほかに質疑ございませんか。

本日はこの手話言語条例の制定に関して多くの傍聴者がお見えになっております。今後の神河町の姿勢等につきまして、山名町長から一言お願いできればと思います。よろしくをお願いします。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうから、このたびの手話言語条例の制定について、今議会で提案をさせていただいたということでございます。もう既に神崎郡内では市川町、福崎町が制定をされているということで、神河町については少し遅れての提案ということになったわけでございますけども、私もこの手話言語条例について、勉強する機会を持ったといいますか、それが、今から七、八年ほど前やったと思うんですけども、神戸で手話を言語としてそれぞれの自治体で条例化していこうという、そういった取組があるということで、そういったシンポジウムでしたか、そういう場が、情報がありまして、ぜひ一度行ってみたいなということで、個人的に神戸のほうに行ってまいりました。そのときに初めて知ったのが、手話は言語として認知する、認知というか、認められていないという、そういった現状があるというふうな中で、全国で各自治体でもそれを言語としてしっかりと条例化していこうという、そういうことでございました。私も初めてそれを知って、今後、神河町においても、何とかそういった方向で取り組んでいきたいなというふうに思ってからですね、ようやくこのたびの議会での提案ということでございます。

この言語条例を制定することが目的ではなくって、もうここを出発点として、先ほど小寺議員の提案もございましたが、条例化して、それからいかにそれをしっかりと実行に移していくかというところが一番重要であります。制定をした限りは、行政として啓発はもとより、それを自分のものにしていく、そういった取組をより具体化していかなければいけないというふうに思っているところでございます。

議員各位におかれましては、この言語条例のこの目的、何のために制定するのかというところを御理解いただきまして、御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 町長から改めて発言がございました。質疑、ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第5号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第5号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第3 第6号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第3、第6号議案、神河町図書コミュニティ公園の設置及び管理に関する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第6号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第6号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第4 第7号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第4、第7号議案、神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第7号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第7号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第5 第8号議案から第11号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 5、第 8 号議案、神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第 9 号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第 10 号議案、神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第 11 号議案、神河町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件、以上 4 議案を一括議題とします。

4 議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。ちょっとだけ確認をさせてください。

正職員と、それからフルタイムの方の地域手当の関係なんですけども、消費税に例えますと、正職員の方は外税でかけられるんですね、基本、本俸の。会計年度任期つきの方につきましては、内税、中で先かけられることなんですけど、人事院の勧告によりますと、それ両方とも勧告として出ているのでしょうか、ちょっとそこら辺だけ教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。まず地域手当につきましては、給与、そして扶養手当、そして管理職手当に足すというふうに人事院勧告といたしますか、それまでにもう地域手当については、兵庫県のいろんなところ出てますんで、そのように人事院勧告もこれまでも出てきたというふうなところになってますんで、一般職についてはそのようにするという事となっております。

あともう一つの会計年度任用職員につきましては、先ほど言われたパートタイムの方につきましては、フルタイムの方につきましては、正職員と同様にするというところ、そしてパートタイムの方につきましては、給与というふうな出し方ではなくて、報酬というふうな出し方になりますんで、報酬の中に包含して出してくださいというふうになってますんで、算出方法につきましては給与に 100 分の 4 を足すわけなんですけども、出し方をすると、報酬の中で出すということでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。それはどっから出てます。報酬の中に入れて出しなさい、出してくださいということは、どこに書いてありますか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。会計年度任用職員の給与条例の一部にですね、会計年度任用職員の給与条例の中に、地域手当をこのたび足しておるんですけども、その中に、第 17 条第 4 項に、得た額の次に、100 分の 4 を乗じて得た額を加えるというふうに条文では書いてあるんです。新旧対照表にも同じように書いておりまして、これにつきましては、パートタイムの方の給料に 100 分の 4 を足して

計算してくださいというふうな中で、これは報酬に包含するためにこのような条文を足してということで御理解を賜りたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 総務課長、質問は勧告の中に具体的にどのようにそういう記載がありますかというお尋ねやと思うんです。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。この勧告を受けまして総務省から出ております事務マニュアルですね、会計年度、事務マニュアルのほうで、このようにパートタイムの方については地域手当を出してくださいというふうなマニュアルの改正がございました。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。ほかに質疑がある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。87ページの給与制度のアップデートというところがあるんですけど、この中で、成績により期末手当を増やすというところがあるんですけど、現実的に勤務評定の関係で、当町においては執行部のみ今実行しております。一般職についてはまだ実行できておりません。これと国のこの施策との差はどういうふうに考えたらいいんですか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。国のほうにつきましては、確かに議員御指摘のとおり、勤勉手当の額につきましては拡充をしているというふうなところでございます。

神河町におきましては、職員の勤務手当の基準率運用規定を設けておりまして、その中で運用しているというところでございます。そういった中で、この差があるというふうなところは十分認識をしておりますけども、当分の間につきましては、うちの規定に基づきまして運用していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 一般質問でも勤務評定についていろいろと質問しておりますが、やはりある程度の差をつけるっていうのは大事なことだと思うんです。やはり、一生懸命仕事をした人に対してはその評価をしてあげると、そういうところをやっぱり進めていかないと、今県下でできてないのが、たしか5町ぐらいですね。その中の1つに神河町入ってますんで、執行部だけ云々じゃなくて、一般職も含めて、やっぱり勤務評定を見直していくということが大事だと思うんで、よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。議員、御指摘のとおり、今、管理職のほうにだけ勤勉手当の成績分を処遇反映してるというところでございますんで、この分につきましては、一般職のほうにも広げていくというふうな思いは持っております。

ただ、少し改めてやはり差をつけるというふうなことではなくて、やはり人事評価につきましては、個人の能力をいかに高めていくかというところと、組織力の強化に結びつけていきたいというふうにも考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

3 番、小寺議員。

○議員（3 番 小寺 俊輔君） 3 番、小寺です。先ほど総務課長がね、当分の間はこのままやっていくって言われたんですけども、これ、国のほうから義務化されとるのが、たしか平成 28 年の 4 月の 1 日なんですよ。人事評価しなさい。もう 9 年たっとなすわ。9 年間何にもせんで、まだ当分の間やったら、こんなん、一体いつになったらしよう思っとなすんですかね。ちょっとその辺、もうええかげん明確にしてください、いつからするんか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。いつからするかというふうなところはですね、この場では明言はできないというところになってます。

ただ、そういった内容を職員組合のほうも含めて、協議を今後進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 3 番、小寺議員。

○議員（3 番 小寺 俊輔君） 3 番、小寺です。理解はしとんですけれども、やっぱり 9 年間いうのはちょっと長過ぎると思うんです。

確かに国のほうからもね、当分の間はこんなすぐに義務化せんでもええよっていうふうには通達出てます。それも十分知ってますけれども、やっぱりこういう資料を見たらね、自分らに都合のいいとこだけはアップデートして、都合の悪いところは全然取り組んでないっていうふうに見えてしまうんよね。これ、やっぱ私がそういうふうに見えるんで、当然ほかの方もそういうふうに見える方も少なからずはいらっしゃると思いますんで、総務課長言われたように、この場で明言っていうのは、もうそれは絶対できひんのは分かっとなすけれども、もう過去からね、監査委員もずっと指摘されてます。人事評価制度に取り組んでください。そういう指摘もありますんで、もう本当にそろそろ取り組んでください。もう 10 年たちますからね。よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。議員の御指摘も十分に踏まえて、今後協議していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） この件について、前田副町長から、何か発言ございますか。

前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。御指摘のとおりです。監査委員をなさっていただいたときからずっと御指摘をいただいている事柄であるということです。

今さらながらなんですが、個人の評価は人材育成ということで絶対評価をしないと、ただ給与全体においては相対評価をしないとということで、以前、この国の制度をつくった方とお話しする機会、研修会がありまして、どのようにしたらいいんですかって、そこに矛盾を感じてますという発言をさせていただきました。そうすると職員の間で異論の出ないようにうまく運用してくださいというアドバイスを受けています。すぐには思わないんですが、ただ、御指摘のとおり年数たってますので、人事担当を含めて計画的に、年次的にといいますか、話し合いを行っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第 8 号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 8 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 8 号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第 9 号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 9 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 9 号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第 10 号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 10 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 10 号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第 11 号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 11 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 11 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 6 第 12 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 6、第 12 号議案、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 12 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 12 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 7 第 13 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 7、第 13 号議案、神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 13 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 13 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 8 第 14 号議案及び第 15 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 8、第 14 号議案、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、第 15 号議案、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件の 2 議案を一括議題とします。

2 議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第 14 号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 14 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 14 号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第 15 号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 15 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 15 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 9 第 16 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 9、第 16 号議案、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第１６号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第１６号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第１０ 第１７号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第１０、第１７号議案、神河町神崎農村公園条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第１７号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第１７号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第１１ 第１８号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第１１、第１８号議案、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

３番、小寺議員。

○議員（３番 小寺 俊輔君） ３番、小寺です。お尋ねしたいのが、今回１０条第２項として、団員が訓練等で出動した場合っていうふうにやられてるんですけども、この「訓練等」というところの適用範囲ですね、めっちゃくちゃ広い思うんですけど、どの辺まで適用されるんですかね。例えば、消防団として出るんもね、いわゆる本団やブロックですかね、ブロックからの指示を受けてする訓練等々、例えばですけど、区長から要請を受けて村の防火水槽の掃除とか、そういうのもあると思うんですけども、どこまでが適用範囲として考えておられるんですか。

○議長（澤田 俊一君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。適用範囲ということでございます。

基本的には町の本団、本部の命令でということで、消防団全体の訓練を基本としております。例えば、呼集訓練であるとか非常呼集訓練、あと新入団員・幹部訓練、あと、また消防団が実施する防災訓練といった全体訓練、そして、あとは水防の訓練であるとか資機材訓練とか、講習会とかという部分も実施しております。

基本的には集落からの要請である掃除とかっていうのは、訓練というよりも施設点検の部分かなと思いますので、そういった部分は該当にはしておりません。あと、消防団が実施する教育訓練として、小・中学校への防災教育指導みたいなものもしております。各分団部が実施する定期訓練であるとか、そういう部分は対象外ということで考えております。

あと補足として、町のイベント行事ということで、神河の夏祭りの警備、あと、そのときの花火の警戒につきましても対象としております。

この以外、対象外という部分では、消防の初出式、入退団式、町の操法大会、年末特別警戒とかも対象外ということでしております。

あと、また水防に係る事前の準備、土のうとかの水防警戒についても、今のところは対象外ということで考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 3 番、小寺議員。

○議員（3 番 小寺 俊輔君） 小寺です。明確に決められているようなので、どこかでね、それが分かるように明確に記載されたらええんちゃうかなとは思いますが。

もう 1 点お聞きしたいのは、今回訓練等で上限 2,000 円っていうふうに設定されているんですけども、水防や火事で出動した場合は 1 時間 1,000 円、上限 8,000 円なんですよ。何で今回 2,000 円にしたんかなって。何で 2,000 円にしたかを教えてください。何か根拠はあるんやったらその根拠をお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。この出動報酬につきまして、非常時以外という部分でも国のほうで一定示されている金額というのが、1 回につき 4,000 円というような形では出ているわけなんですけども、近隣市町の支払いの状況を見ましたら、市川町では 1,000 円、また福崎町では訓練につきましては 1,100 円、警戒出動につきましては 1 回 1,200 円、姫路市につきましても 1 回 1,000 円とかという部分なんですけども、朝来市につきましては、同様の訓練以外につきましては 1 回 2,000 円ということで、国の状況とあと近隣市町の支払い状況を見まして、2,000 円が適当ではないかなということで決定をさせていただきました。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 3 番、小寺議員。

○議員（3 番 小寺 俊輔君） 3 番、小寺です。3 回目です。すみません、私不勉強で、

今、特命参事が言って初めて気づいたんですけれども、これ、財源国から出るんですか。私は非常時以外なんで、100%一般財源やと思っとったんですけれども、今、特命参事が言われたのをお聞きしたら、普通に交付税で算入されるみたいなんですけれども。そしたらその交付税として認められるその範囲が、先ほど特命参事が言われた、いわゆる本団の指揮、指示の下での訓練やったら、国のほうからの財源措置があるという理解でよろしいんですかね。それ以外は、もう財源措置がないという理解でよろしいですか。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。一定この部分については交付税措置がされるということになっております。今申し上げたもの以外が対象となるかならないかという部分につきましては、非常時以外の出動ということになりますので、これにつきましては、それぞれの市町で定めるところによるのかなというところで、一律してこういう出動報酬をされているというところも決まったものではないと、もうそれぞれで、それぞれの市町の財源、また出動状況を見ながらということで決められているかなというふうに思っております。

そういった部分で、神河町としてどの範囲まで対象とするかという部分につきましては、消防団本部とも協議しながら、先ほど申し上げたような内容のものを支払いするというように決めております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 交付税措置は厳密にいろいろな規定があると思います。黒田財政特命参事から補足説明をお願いいたします。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田です。まず消防団の団員数の減少とかそういった背景があります。そういった中で、交付税の算定が少し変わってきたりとか、そういうふうな形になってます。

まず人数が、団員数が減るということは、活動に支障が出てくるということでございますので、そういったところの活動経費の単価ですね、そういったものが交付税のほうで新たに算定されてるという、新たにというか、その金額等ですね、単位費用を含めて検討がされてるということです。

こういった消防団の支援関係ですね、交付税以外の財源というのがあるのかというようなこともお聞きされたと思います。今のところ私が承知しているのは、こういった消防団の活動については、しっかりと国のほうでは普通交付税の中で財源の算定をしますよというふうな考え方でございますので、特別にその他の補助金等については、私は今現在のところでは承知をしていないということです。以上です。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。38ページ、この行政防災無線が入りにくいという地区があるということで、タブレットの貸与ということでございます。こ

のタブレット。違うか。

○議長（澤田 俊一君） はい。今、１８号議案の範囲内なんですけども。

○議員（５番 安部 重助君） ちょっとすみません、ちょっと先にページめくっておりましたすみません。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第１８号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第１８号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第１２ 第１９号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第１２、第１９号議案、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第１９号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第１９号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第１３ 第２０号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第１３、第２０号議案、神河町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第20号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第20号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第14 第21号議案及び第22号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第14、第21号議案、神河町公民館設置条例の一部を改正する条例制定の件、第22号議案、神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件の2議案を一括議題とします。

2議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。新旧対照表ですね、25ページから見たら、改正前と改正後で陶芸用電気釜がなくなっとなやね。これどこに消えましたんやろ。

○議長（澤田 俊一君） 宮本教育課社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。陶芸の釜につきましては、神崎公民館を閉館すると、次、新年度予算に上げておるんですが、陶芸棟を建てる予定にしております。それが完成次第、また条例のほうに載せさせていただくというところで、一旦はここから消させていただくというところでございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第21号議案について、討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第21号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第21号議案は、原案のとおり

可決しました。

続いて、第 2 2 号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 2 2 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 2 2 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 1 5 第 2 3 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 1 5、第 2 3 号議案、神河町水道給水条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 2 3 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 2 3 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 1 6 第 2 4 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 1 6、第 2 4 号議案、中播北部行政事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 2 4 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第24号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第17 第25号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第17、第25号議案、令和6年度神河町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。ちょっと4点ばかりお伺いをいたします。

1点目です。県支出金、ページ15ページで、市町振興……。

○議長（澤田 俊一君） 藤原議員、もう少しゆっくりと発言をお願いします。

○議員（9番 藤原 資広君） 県支出金、ページ15ページなんですけど、市町振興支援交付金、多分コミバスのやつだと思うんですけど、これの減額なってるのちょっと教えていただきたいです。1点目です。

それから2点目、神河まち・ひと・しごと創生寄附金、これページ16ページで、1億170万ってあるんですけど、1億につきましては、12月の付託委員会のときに説明を聞きましたんで分かります。あと残りの部分について説明をしていただけないでしょうか。

3点目は、諸収入の17ページです。グリーンエコーの起債償還受入金が355万減額されておりますけど、その理由、説明をお願いいたします。

それから、4点目はお願いなんですけど、歳出のほうなんですけど、財政担当課長の説明で、集積農地の集積につきましては説明を聞きました、それは分かります。あと決算見込みで言われてる分かなりあるんですけど、300万以上の分で、増減のある部分で、例えば、当初でしたら、例えば予防接種でしたら1,000人分が700人減りましたよ。そういう書き方してもらわないとちょっと分からないのと、それと理由、説明資料的な予算説明資料的な書き方でちょっとまとめていただけないかなと思うんですけど、その4点お伺いいたします。

○議長（澤田 俊一君） それでは、まず1点目はどなたが。

石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。予算書の15ページの県支出金、総務費県補助金の市町振興交付金、今回530万5,000円の減額というところの御質問ですけれども、今回のこの部分につきましては、バスの運行経費ですね、生野線、県単路線に係る部分、それからコミュニティバスに係る部分の県からの補助金というところが減額になったというところでございます。

まず1つ目の県単路線の部分につきましては、生野線になりますけれども、これは神姫バスの路線というふうなところになります。神姫バスのほうからの補助申請に基づきまして、金額のほうが少し今上がっておる部分になるんですけども、減額の要因になった部分につきましては、コミュニティバスの部分でございます。コミュニティバスの全体の経費を見ていくときに、令和6年度の補助金に対しまして県の補助金の枠がございます。その枠の中で県が配分していくという計算に基づいて配分されるんですけども、その部分が、当初予算10%程度、運行経費の10%程度を見込んでおったんですけども、最終的にはその分の5%程度になりまして、大きく500万ほどの減額になったというふうなところが原因でございます。以上でございます。続けて。

○議長（澤田 俊一君） 続けてもらっていただいいていいですか。2点目の寄附金についても。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） それから2点目です。16ページの寄附金、指定寄附金の中の神河まち・ひと・しごと創生寄附金1億170万円の増額というところでございます。この分につきましては、先ほど議員もおっしゃっていただいたとおり、1億円につきましては株式会社エコリングからの寄附金ということになっております。

また、ちょっと非公表というふうな部分がありますけれども、1件、150万円の寄附金でございます。また、残りの20万円につきましては、もう1社の業者さんからの御寄附ということで、1億円以外、170万円については2件で150万円と20万円という中身になっております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） いずれも非公表を希望されてるということでよろしいですか。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） はい。エコリング以外は、2件については非公表というところをお願いしたいというふうに思います。

○議長（澤田 俊一君） それでは、3点目諸収入、グリーンエコー笠形の件につきまして。

高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。諸収入で起債償還受入金の減の355万、グリーンエコー笠形償還補填について御説明をさせていただきます。

令和6年度のグリーンエコー笠形の決算につきましては、令和7年4月以降に御提出いただくようになっておりますが、指定管理者である株式会社Dreamawayから提出いただきますが、令和6年度収支決算見込みを提出いただきまして、今年度の収益が赤字となる見込みでございます。つきましては、神崎いこいの村グリーンエコー笠形指定管理者年度協定第4条第2項に係る施設利用料を免除するため、予算の減額補正を行わさせていただきたく出ささせていただいておるものです。以上です。

○議長（澤田 俊一君） それでは、4点目。この補正予算に係る300万円以上の増減の理由等について。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。3月のこういった補正の部分というのは、実績が決まってくる部分、見込み含めて減額の補正が非常に多いということです。私のほうが詳細説明をさせていただいた中で、少し大きな金額の部分とかそういうものを含めまして、全部が全部詳細は説明するのが困難なので、そういった形を取らせていただきました。

それぞれ、おっしゃられた部分が300万円を中心ということで、実績見込みとかそういうことではなく、実績見込みであってもどのように対象者の数が減ったのとか、そういった減額、増額の背景がございます。個別の部分で答えをすればいいんですけども、少し付託ということは予定をされてますので、300万円部分でそういったところで御指摘受けてるような部分ですね、それを少しまとめさせていただいて御提出をさせていただきたいと思うんですけども、議長、どうでしょう。

○議長（澤田 俊一君） はい、それではよろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。17ページの諸収入の355万の話なんです。これ、3年連続でいわゆる減額という形になるんですけど、やはりコロナの影響も受けて、後ずっと、これね5年間近く、いわゆるマイナスなっていくんも、今度はどういったいいんかな、お客さんもやはり減少していますし、運営のことを考えていきますとどこかで見切りつけていかないと、このままではおかしい話になると思うんですよ。決算書が出てきたからそれであかんから落としますよじゃなしに、どのように指導されてどうされるのか。これも仮に令和6年度だけは認めますよ、あとどうするのかいう話もあると思うんですけど、どのような話をされてるか、それを教えていただけますか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。グリーンエコー笠形のこの償還補填の分につきましては、本年度で3回目の減額ということでございます。この間、当初のDreamawayさんからグリーンエコーの事業計画であったり、収支見込みであったりということで、毎年計画、また収支見込みを立てていただくわけですがけれども、なかなかそのようにならないところがございまして、年度末、来年度どうするんだってというようなところも、今までもずっとお話はさせてきていただいております。

過去には、その計画であったり、収支計画についても、計画の修正というようなところも御指摘いただきまして、提出もさせていただいてきたところがございます。ただ、そのところで一区切り3年というところで、今までもちょっと御説明をさせていただいておるところではございます。

今回、グリーンエコー笠形の指定管理者 Dreamaway さんにつきましては、指定管理になられましてから 3 年いうところで、今回、この 6 年度の決算が 3 年目の決算が出てくるところで、こちらを基に今後について協議をさらに進めさせていただかなければならないというふうに考えております。

この分につきましては、当然管理者様の会社の代表様であったりとか、当然こちらの執行部との最終的なすり合わせといいますか、そういったところも協議をさせていただく予定というふうに考えております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

5 番、安部議員。

○議員（5 番 安部 重助君） 5 番、安部です。先ほどはすみませんでした。説明資料で 38 ページなんですけども、防災行政無線のシステムアプリ連携事業ということの中で、今、非常に入りにくいところがあるという形の中で、特に指定されておるのは、新田区と岩屋区ということなんです。これについて、どの程度、岩屋区と新田区はほかに比べて差があるのかと、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。新田区と岩屋区につきましては、御存じのように、上越知に中継局がございます。上越知の中継局につきましては、上越知の中継局から北側、大畑、作畑、新田という部分をカバーリングしております。大嶽山からの基地局からは、この基地局から上越知の部分までをカバーリングをしております。そういう部分で、一番電波の届きにくい、大嶽山から届きにくいのが岩屋区、そして上越知の中継局から一番電波が弱まるのが新田区というところで、区全域が比較的入りにくいというのは実績としてございます。その間であったとしても、山に隠れてるところとか一部そういうところも入りにくいというのは実績としてございますので、そういった部分は個別に対応していかなくは駄目なんですけども、今回タブレットの配付という部分で設定させていただいたのは、一番電波の受信強度が弱まっているエリアということで御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 安部議員の質問は、新田区、岩屋区について、全世帯のうちのどれぐらいの割合でそういう状況が起こっているのか、そういうことをつかんでいるかという質問やったと思うんですけど。

井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。全く入らないという部分ではないんですけども、ほぼ全域が電波が弱いということを把握しております。ですので、戸数という部分で明確に何軒という部分での把握まではしておりませんけども、区域全体での受信強度の確認をさせていただいておりますので、そういった部分で把握をしております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

安部議員。

○議員（５番 安部 重助君） ５番、安部です。今、中継局が上越知にあるということ、それをしっかり岩屋、新田はカバーできないということなんですけども、この中継局を建てるのにどのぐらいの費用が要るのか。そしてまた、例えば、もう少し規模の小さい中継局の代わりになるようなやつを、どっか２か所につけて、その放送が入るとか、というような方法は考えられなかったのかどうか。といいますのは、これ今予算的にも1,800万余りの予算組んでおられます。こういう予算を使うのであれば、公平に中継局の、小規模な中継局をつけて解消するような方法も取れるんじゃないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。中継局の追加につきましては、どういうんですかね、近畿の国のほうの事務所との協議もさせていただいております。現在、中継局、上越知のところでさせてはいただいておりますけども、これ以上の中継局の追加というのは、近隣の市町への影響もあったりということで、これが限界ということで確認はしておりますので、小規模であっても中継局の追加というのはできないということは把握しております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） ５番、安部議員。

○議員（５番 安部 重助君） ５番、安部です。近隣市町にちょっと影響があるということなんですけども、今の中継局よりも規模が小さかったら電波もそんなによそへは飛んでいかないというようなことも考えられると思うんですけど、その辺のところの研究はされたんでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。中継局の追加という部分の研究はさせていただいております。そういった部分で国のほうとも協議させていただいた結果、中継局の追加ということが根本的にできないというような確認はさせていただいておりますので、今回、タブレットのキャリアの電波を利用したこういったアプリのほうを考えております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑がある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 関連です。先ほど、何世帯ぐらいが感度が悪いかっていう質問があって、把握しておりませんっていう回答やったんですけど、現実問題として、購入されるんは100台なんですよ。100台購入するという根拠はどこにあったんか、それちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。1

00台の根拠につきましては、新田区と岩屋区の世帯数ということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 新田区と作畑区の全世帯が100件で済むんですか。その確認です。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。こちらで確認させていただいているのは、広報を配付している世帯数ということで、新田区と岩屋区で約100、100弱ですけども、100世帯分ということでお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 3回目です。2つとも、ほんなら全然、今まで防災無線利用できてなかったということなんですか。100世帯全部に配るということは、全く防災無線が通じてなかったってということにもつながると思うんですけど、そうじゃないんですか。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。これまでにしましては、入りにくい部分については、ポールアンテナの設置ということで、弱い電波をそのアンテナで拾い上げてくるという部分での対応ということで、全く聞こえないというわけではございません。しかしながら、雑音が入りやすいといった状況であるとか、これまでも少し天候の部分もお話をさせていただいたときもあるんですけども、やはり自然環境によって入りにくい状況が生まれてしまうと、どうしても入ったり入らなかったりという部分の事象も発生してきます。そういった部分で、電波が弱まるエリアにつきましては、今回タブレットの配付ということにさせていただいております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。1点教えてください。もし提案説明で私が聞き漏らしとったら申し訳ないです。

指定寄附金の企業版ふるさと納税1億170万入ってきて、歳出の基金ですね。基金のほうには9,170万積み上げられてるんですけども、差額の1,000万の充当先を教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。充当先につきましては、詳細説明で私、申し上げておりませんので、お答えさせていただきます。

1億円の中の1,000万ということです。この充当先ですが、栗賀小学校の跡地の整備に関連するものに充当ということで財源充当をしております。なので、この差が歳入の寄附金と、それから歳出の積立金の差額ということになります。

1億円の基金につきましては、9,000万円を積み立てるということで、令和7年度の中で、またその9,000万円の中から充当できる、指定されてるプロジェクトがありますんで、そういったところに充当をさせていただいてるというような状況でございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第25号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

ここで暫時休憩します。再開を10時30分とします。

午前10時10分休憩

.....
午前10時30分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

日程第18 第26号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第18、第26号議案、令和6年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第26号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第26号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 19 第 27 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 19、第 27 号議案、令和 6 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 27 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 27 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 20 第 28 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 20、第 28 号議案、令和 6 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託した第 25 号議案、令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 7 号）との関連がありますので、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第 21 第 29 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 21、第 29 号議案、令和 6 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。38 ページに、産業廃棄物の工事請負費が 1,000 万円減額なっとんですけど、その理由を、ちょっともう一遍教えていただけますか。

○議長（澤田 俊一君） 長井住民生活課長。

○住民生活課長（長井 千晴君） 住民生活課、長井でございます。工事請負費に関しま

しては、契約が成立しまして、その不用額のほうを減額しております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。入札減だけで1,000万も出たんですか。

○議長（澤田 俊一君） 長井住民生活課長。

○住民生活課長（長井 千晴君） 住民生活課、長井でございます。はい、そのようになっています。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第29号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第29号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第22 第30号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第22、第30号議案、令和6年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第30号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第30号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 2 3 第 3 1 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 2 3、第 3 1 号議案、令和 6 年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 3 1 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 3 1 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 2 4 第 3 2 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 2 4、第 3 2 号議案、令和 6 年度神河町水道事業会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 3 2 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 3 2 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 2 5 第 3 3 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 2 5、第 3 3 号議案、令和 6 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 3 3 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 3 3 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 2 6 第 3 4 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 2 6、第 3 4 号議案、令和 7 年度神河町一般会計予算を議題とします。

質疑に入る前に申し添えておきます。

一般会計につきましては、配付しておりますとおり、議長から指定します質疑の範囲において、同一議員、質疑 3 回の原則を適用してまいります。

また、質疑に際しては、予算書の何ページ、説明資料の何ページと、質疑箇所の指定を行ってからお願いいたします。

以上、議員各位には格段の御協力をお願いします。

それでは、本議案に対する質疑に入ります。

まず、歳入について、事項別明細書、1 款町税から 1 0 款地方特別交付金、1 6 ページまでをお願いします。

質疑がある方。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。

次に、1 1 款地方交付税から 2 2 款町債、3 3 ページまでお願いします。

3 番、小寺議員。

○議員（3 番 小寺 俊輔君） 3 番、小寺です。予算書の 2 0 ページ、1 5 款国庫支出金の総務管理費補助金の中の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 4,311 万 5,000 円で教えていただきたいです。これ、国から示された限度額っていうのは幾らになるんですかね。

○議長（澤田 俊一君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。物価高騰対応重点支援交付金、国においては、令和 6 年度の国の補正予算を本省で繰越しになってますので、この当初のほうに上げております。お聞きの限度額なんですけど、限度額につきましては、そこに掲載しております 4,311 万 5,000 円、この限度額が示されております。したがって、事業としては一般財源を少しつけて、実

績としてはこの範囲で収まるようにということで計画をしております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 3 番、小寺議員。

○議員（3 番 小寺 俊輔君） 3 番、小寺です。もう 1 点確認です。この重点交付金の充当先ですけれども、給食費の半額補助、病院物価高騰対策支援、環境保全型農業推進事業と食べ盛り応援神河米事業、以上 4 つの事業に充当するということでよろしいですかね。確認です。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。4 つ言われましたね。充当事業は 5 つでございます。もう一度、充当事業とそれと充当している金額を申し上げたいというふうに思います。

まず 1 つが学校給食ですね。引き続いてこの交付金が活用できるということで上げてます。これについては 1,500 万ほど予算計上ということです。それから、2 点目が児童福祉の施設の給食費等の支援事業ということで、保育所、認定こども園、そういったところの給食費の補助ということで、これが 110 万円程度。それから、3 点目が食べ盛りの応援神河米ですね、これも引き続きになりますが、これについて 800 万円程度の予算を計上してます。4 点目が、環境保全型の農業推進事業ということで、堆肥関係の部分があったと思いますけども、御記憶していただいていると思いますが、これについても引き続きになります。230 万程度の予算計上ということです。そして 5 点目になりますが、病院関係ですね、神崎総合病院の物価高騰対策ということで充当をしております。この金額が 1,750 万円ほどの予算計上ということになってます。病院についてはほかの企業会計もあるんですが、特に病院については材料費の高騰ということで、非常に経営部分圧迫しているということで、今回こういった形で計上をさせていただいておるところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。県支出金でページ、22 ページです。市町振興交付金につきましては、先ほど補正で聞いた説明のとおりだ、でいいのかなという確認だけなんです。

それともう一つは、躍動する兵庫応援事業、これ、コミバスが減っていると思うんですけど、減った理由、経緯か何かあったのか、ちょっとその内容を教えてもらえませんか。

○議長（澤田 俊一君） ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。22 ページの市町振興交付金の部分ですけども、659 万 6,000 円。先ほどの質問でもありましたとおり、県単事業、生野線になりますけれども、その部分が 61 万 7,000 円、

それから、コミュニティ事業の部分で597万9,000円ということで、今年度については6年度の分、入ってくる分と実績を合わせた形で7年度要求させていただいております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 躍動する兵庫は。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。昨年に引き続き、県の取組、躍動する兵庫の応援事業補助金ということでお聞きをしてます。

その中で、金額なんですが、基本的にはそんなに、そんなにといいますか、変更はございません。また補助率等についても変更はないというところでございます。

基本的といいますか、まずこの交付金については、できたときの話なんですが、7年度も引き続きとなりましたが、JRの促進事業の3年目になります。これ、ここに中心に充当して、そういった事業のほうを展開していくということで充当事業ということで、JRを中心としたものに充当をしております。

そういうことで、特に補助率が変わったとか、限度、交付が思いっきり下がったとか、そういったような現象はないということでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。先ほどの説明なんですけど、去年、たしかコミバス、この中に入ってたと思うんですけど。それ、多分メニューが抜けてるからちょっとお尋ねしたんですけど、いわゆる鉄道だけ特化して支援を強めていこうということはそれでいいんですけど、たしか公共交通関係のそのバス関係は多分減ってるかな思ったんですけど。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 躍動する兵庫でコミバス関係ですね。そういったものはメニューの中にはないので、去年も充当をしてませんし、今年度についても、コミバスとか、こういう関係については、基本的には市町振興支援交付金を中心に事業展開をするということです。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） それでは次へ行きます。

これより歳出に入ります。1款議会費、35ページまでお願いします。

質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。

次に、2 款総務費、5 4 ページまでお願いします。

質疑ある方。

1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 1 番、小島です。説明資料のほうで5 2 ページですね。神戸大学医学研究科の寄附金事業がありますけれども、これ、今までにも寄附金、いろいろ多額されていますが、その今までの実績、あるいはメリット、それはどうだったでしょうか教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。今おっしゃられた寄附金でございますけれども、神戸大学の寄附講座寄附金3,300万円につきましては、整形外科に関する寄附というふうに承知をしております。

この部分につきましては、当院のほうに整形外科のドクターを送っていただいているという部分で、かなりの見返りといいますか、収入につながっているものと思っております。

具体的には、24年の4月に常勤医師を1名派遣いただきまして、現在も常勤で勤めております。27年度以降につきましては、毎年入替えではございましたけれども、1名の整形外科を送っていただいております。また28年度以降については、現在に至るまで2名ずつの整形外科のドクターを送っていただいております。当院の医療にかなり貢献いただいているものと考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。総務管理費の中で、38 ページなんですけど、説明資料51 ページで、基幹システムのシステム改修の部分で2億2,800万ほど上がってます。これ、国は多分20業務されると思うんですけど、これ18業務になってますんで、2つ落ちている部分、何が落ちてゐるのか教えていただきたいのと、あわせて、これ改造っていうのはできるのかどうか、改造。例えば言いますと、臨時議会のときにありました補正6号のときに、委託料、健康福祉課がした分があるんですけど、220万ありましたけど、本来はパラメーター打ち込んだら、こちら自由に抽出できるようになるかな思うんですけど、毎回毎回、例えば気になっても、委託料払うって出してくださいじゃなくて、もともと基幹システム入れたら、パラメーターでちょっとできるように改造して、欲しいデータだけ抽出して、印刷できるようにしたほうが、要らんお金を使わんで済むと思うんですけど、そこら辺のことはできるのかできないのか、その辺教えていただきたいのと、もう1点、企画費の中で。

○議長（澤田 俊一君） 何ページですか。

○議員（9 番 藤原 資広君） 44 ページで、説明資料51、52にかかると思うんで

すけど、地域活性化起業人推進委託料、この1,000万の中に、大学に委託されてる部分、連携で何ぼになるのかなこれ、400万ぐらいあるのと、残り何になってるのか、それ教えていただけますか。

○議長（澤田 俊一君） それでは、まず平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。まず20業務のうち、うちは18業務ということになっておりまして、これは県の事業で児童扶養手当の件と生活保護の件で、この2点が町では県のほうでしていただいているというところがありますので、18業務ということとなっております。

あと改造できるかっていうことですが、基本的にこのたびのやつは、標準化システム、全国のやつを標準化しましょうよっていうことになりますので、基本的にはそういった改造を、各市町のほうで改造があるかどうかは別にして、そういった改造費を国のほうでする代わりに、そういった改造費を安く上げていきましょうっていうのが一つの狙いであるということになってますので、基本的にはそういった、町のほうで単独で改造できるとかいうふうなことは想定をしております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） まず、それでは2点目、44ページの地域活性化起業人推進委託料について、石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。地域活性化起業人の推進委託1,000万につきましては、令和7年度におきましては、サテライトオフィス等の関係で地域活性化起業人制度を利用しまして合計4人の、派遣といえますか、こちらのほうに来ていただいてというふうなところの今計画を立てております。そのうちのこの1,000万円につきましては、3名の方の活性化起業人の部分でございます。この1,000万円につきましては、副業型というふうなところで、企業にお勤めなんですけれども、それぞれの個人様が副業的に神河町のほうに来て活動をしていただくというような内容になるわけなんですけれども、この副業型の地域活性化起業人の制度につきましては、年間の限度額で申し上げます。報酬が100万、それから旅費が100万、合計200万円以内でというふうなところが特別交付税の対象になってくるというふうなところで、200万円掛ける3人分で600万円という金額になります。

また、残りの400万円につきましては、先ほどの3名様の部分の、こちらに来て事業いろいろな活動をされて、その活動される中で事業を実施する部分について、使えるお金としまして100万円が特別交付税措置がされます。その100万円掛ける3人というふうなところで300万円合計900万円ということになります。

もう100万円につきましては、次のページに、45ページになるんですけれども、負担金、補助及び交付金というふうなところで、地域活性化企業人負担金としまして560万円を組んでおるわけなんですけれども、これ、この560万円については、企業派遣型というふうなところで、企業から派遣をいただくということで負担金に置いてお

りまして、このうちの1人、これが1人になりますので、この1人分の、先ほども申しました事業に伴う活動経費として100万円をここに組み込んでおりまして、合計100万円という形になるということになります。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 説明資料の56ページですね。大学連携地域活性化事業ですね。この中で委託料の中で神戸学院大学の200万円、これ内容を見ると、町制20周年記念ソング制作等の神戸学院大学への委託とあるんですが、これ神戸学院大学というのは別にあの音楽科があるわけでもなく、できればもっと近くの、例えば神河中学とか小学校とか、そういうところに振ってあげたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。この神戸学院大学との連携につきましては、20周年と関係なく、今現在も続けて大学連携の中で神河町のほうに入ってきていただいて、神河町を見の中で、音楽を通じた形で授業をしていこうという1つのゼミになるんですけれども。その岡崎先生と申しますけれども、岡崎ゼミの教授、それから大学生が神河町のほうに来て、神河町を見ながら歌の題材なんかを探しながらするというふうな授業をずっともうここ10年以上実証されてきております。

また神河町制10周年のときに「たからもの」というふうな形で、記念式典でも発表させていただいたというふうなところなんですけれども、その部分についても、その事業の中の一環でできたものを記念式典のほうで発表するというふうな取組をしていただいております。

それから以降の10年間ずっと神河町に入っていたいたわけではないんですけれども、今回20周年記念におきましても活動をいただきまして、10周年と同じような形で、ひとつ記念の歌を作っていただこうというふうな取組でございます。

基本的には200万という金額なんですけれども、200万円の中には、その音楽を作る部分の経費150万と、それからもう一つ、神河町でその学生たちと一緒に音楽フェスティバルを実施したいというふうなところもありまして、そういった部分の支援が50万円ということで、合計200万円の予算を組まさせていただいているというふうな状況でございます。

7年度入りしましたら、すぐにそのゼミの活動が始まりまして、20周年式典にはその歌が披露できるというふうな形で今、考えておる予算でございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 何かでも、その200万円を大学連携で音楽作ってもら
う、曲作ってもらってというのは、なんかもったいないような気がするんですけどね。
神河町の、例えば20周年記念であれば、神河中学校に委託したら、50万もあったら
十分できると思うんですけど、その辺どうですか。やっぱり大学との連携いうて、1つ
のゼミ対象にして、音楽作ってもらってから200万出すんやというのは、なんかもったいな
いような気がするんですけど、そんなことはないですか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。
大学連携におきましては、神河町のほうに実際に入ってきていただいて、大学の学生さ
んが神河町の課題を見ていただいて、その課題に対する御意見をいただくというふうな
取組の中の1つというふうなところで、今回の部分についても、歌を作るというふうな、
最終的には結果としての中の1つはそういうふうになるんですけども、神河町に神戸
学院大学の生徒が来ていただくというふうなところで、神河町との関係人口を築いてい
くというふうなところも含めて、今後大学を卒業されても、何らかの神河町の関係を持
っていただくというふうな趣旨も含めての結果の中の1つが歌作りというふうになって
おりますので、その辺、御理解、御了承いただきたいなというふうに思っております。
以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今の説明はよく分かるんです。だから、題材として、結
局、内容説明の中で20周年の歌を作るって書いて200万と書いてあるんで、納得で
きないわけです。やはり、その大学と連携して神河町をよくしていく、そういう意味で
の200万やという書き方やったら私らも納得できるんですけど、これ見たら、あくま
で歌作するのに200万出すっていうふうに見えるんで、その辺をちょっともっと崩して
もらって書いてもらったほうが分かりやすいと思うんですけどね。よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。大変申
し訳ございません。大学連携というふうな取組を中心にした事業というふうなところで
御理解をお願いしたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。予算書の43ページ、参考資料が55
ページ、その中に、JR播但線利用促進事業っていうところがあるんですが55ページ
の参考資料によると、令和6年度の予算が818万5,000円、7年度が410万6,0
00円ほど予算が増えてます。3年計画の一番最後の年なんではないかとはいえませんが、

実績的にどんだけこの予算をたくさん歳出したのか、その辺はちょっと分からないんですが、これに1,200万超えですね、これを使う本当の目的は、JRを利用促進する本当の目的、それから、長谷駅の乗降客を増やすんだという振興の本当の目的は、どういう考えでこれやっておられるんですかね。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。

43ページのJR利用促進の補助金に関しましては、まず1つは、そこにもありますとおり、はまかぜの利用促進、それから播但線の利用促進、それからもう一つは、遠距離通勤・通学という、この3つの補助制度に基づきまして、5年度、6年度、7年度の3年目が最終になるというふうなところでございます。

この補助事業につきましては、あくまでも新規に播但線の利用を促進していこうというふうな事業での促進補助金でございます。これまで5年度から実施をしまいいりまして、今現在6年度の途中の実績というふうなところになりますけれども、件数的にはかなり利用実績が増えてきておるといふふうなところでございます。7年度におきましても、その利用実績に基づいて最終的な予算をつくらせていただいたというところでございます。

播但線の利用の促進といいますものは、最終的には、寺前駅から以北、和田山までの部分の輸送密度を上げていこうというふうなところが、基本的には利用促進の主なところでございます。

今、3年目というふうになりますけれども、利用密度、輸送人員につきましても、970人台から1,000人台というふうな形で増えてきておるといふふうな実績にもなっております。このまま続けて目標の2,000人というふうなところまではなかなか届きにくいというふうに思いますけれども、その2,000人に1人でもつなげるように、令和7年度、最終年度になりますけれども、利用促進を図っていきたいというふうなところでございます。

また、長谷駅の利用促進につきましては、長谷地区の振興を考える会のほうにも、協力をお願いさせていただきまして、本年度は135万円の補助金、委託料ですね。委託料というふうな形で利用促進のほうもしていただくというふうなところですし、あわせて、町のほうについても、イベントごとに長谷駅のほうに乗車、それから降車というふうな形で利用をしていきたいというふうなことで、結果的にも、僅かなんですけども、長谷駅の利用数も増えてきておるといふふうな状況でございます。

大きくはこの2つのところでございます。もう一つは、播但線全体の姫路から和田山間の利用促進するというふうなところでして、利用輸送が少ないからということで寺前から和田山だけではなくて、寺前から南の姫路までの分についても、併せて利用促進をしなければトータル的には伸びないというふうなところで、遠距離通勤・通学のほうについても、そういった部分について補助もさせていただいているというふうなところ、

それから、一般の播但線の利用についても、この部分についても、利用実績としてはかなり増えてきておると。アンケート調査を見ましても、補助金を知って利用するというふうなところのアンケートも出ておりますので、補助金があるのであればと、播但線を利用しようかなというふうなアンケートの中身になっておりますので、それを今後、やはり自動車じゃなくてＪＲを使うというふうな方向に、取組のほうを強化していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうで少し補足をさせていただきます。そもそも何のためにこの事業をやっているのかということが松岡議員の質問の一番表にあるというふうに認識しております。播但線の特に寺前－和田山間について、こちらは今年３年目ということになるんですが、いわゆる３年前にＪＲ西日本が発表した日輸送密度が2,000人に満たない路線について、今後、上下分離、いわゆるどちらかがＪＲが管理して、もう一方は自治体が管理をするというような、そういった上下分離も含めて考えていかなければいけないという重大発表があったということでありまして、それを受けて、我々もですが、兵庫県自体がこれは大きな問題だという受け止めでありまして、これは播但線だけではなくに、播但線ほか姫新線そして加古川線、山陰線の一部でしたか、そこが非常に密度が低いということで、それを受けて、兵庫県として何とかこの輸送密度を改善をしていかなければ、将来その鉄道の存続も含めて大変なことになっていくということで、沿線自治体も含めて利用率を上げていく、そういった努力は必要であろうということで、兵庫県においてプロジェクトチームを設置をし、関連自治体がメンバーに入って、そしてまた路線ごとには地域沿線のワーキングチームを設置をして、その中に神河町も朝来市、そしてその沿線の地域の方々とのワーキングチームを設置をして、この３年間に限って、できる限り利用密度を上げるための施策をしっかりと展開をしていこうという、そういうことで３年目にきているという状況であります。

先般２月２日も、グリンデルホールにおきまして、これは民間団体、播但沿線活性化協議会が主体となって、このシンポジウムを開催をさせていただきました。その中、私もそのシンポジウムでのパネルディスカッションにも参加させていただいて、ＪＲ西日本、そしてまた国土交通省と沿線住民、利用者代表というふうな中で意見交換をさせていただいたところでございます。ところが、取組自体、輸送密度がどれだけ上がっていくのか、ＪＲは2,000人ということを基準にしていますが、先ほど石橋課長が報告しましたように、現在播但線寺前－和田山については、まだ1,000人位前後という状況にあります。まだまだこの利用密度を上げていかなければいけないということでございますが、できることをしっかりとやっていく。それと、ただ単に利用率を上げていくということだけではなくに、カーボンニュートラル、脱炭素、そういった観点からも取り組むことが、自治体として、そして地域沿線住民のやるべきこの責務というふうなところも、啓発も含めて今、取組を進めているというところでございます。

○議長（澤田 俊一君） 7 番、松岡議員。

○議員（7 番 松岡 宣彦君） 7 番、松岡です。J R の播但線のことについて少し調べました。今の答弁の中には、利用客が少なくなれば存続に関わるという言い方をされましたが、今年、阪神・淡路の大震災から 30 年を迎えました。そのときの復興の内容のずっと見ると、播但線の輸送が非常に役立ったと。そのときに、国と県との答申の中で、何があっても播但線は存続させるということを国が言ったはずですよ。だから、自治体と J R と一緒になって、どういうんですか、播但線を活性化させるんだというのは、僕が調べた限りでは、自治体に関わるのは駅周辺と環境整備についてやっていこうじゃないかと。J R は国鉄じゃなくて株式会社になってますけども、国は播但線は何があっても存続させる。その理由に、たしかね、ちょっと間違ってたらし訳ないんですけど、震災の 3 年後か 4 年後に寺前まで電化になったと思うんですよ。だから、非常にその南北を通す輸送路として、播但線が非常に大事だということですから、人数が減ったからなくしてしまうと、存続に関わるんやというのは、少しちょっとオーバーな考えなんじゃないかなと。だから、答申書を見ればそういうふうなことも全部書いてありました。だから、それが今ずっと続いているならば、播但線がなくなるということはないと。ただ、乗客も何も乗ってないのに、ちょっと寂しいじゃないかっていう考え方なら分かるんです。駅前が非常に汚くなったじゃないかというので、少し手を入れようというてこの神河町が動くならば、僕は理解できるんです。けれども多くに利用してもらわんと、これはやばいんだという考え方、少し違うんじゃないかなと。だから、長谷駅前をきれいにするのにこんだけかかるというのを考えていくと、その予算的に 1,200 万というのは非常に大きな金額じゃないか。だけど、今年が 3 年目になってるんで、考えていただくのは今度 4 年目に入るときにはね、その辺も加味していただいて、利用する人は補助があるから利用するんだじゃなくて、利用する人はほっといても利用するはずなんですよ。ただ、駅前が、寺前駅にしても新野駅にしても長谷駅にしても、駅前降りたらぼろぼろやでっていうことになれば、これは大きな問題になるんで、そういう駅前をきれいに整備するという考えで少し考え方を変えていただいて、J R 利用促進じゃなくて、J R 駅前環境整備とか、そういう形で予算をつくっていただいて話をさせていただいたらどうかというふうに思います。

そやから、使ったら駄目じゃなくって、金額を少し考えてみたらどうなのかなと思うんです。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 貴重な御意見と受け止めさせていただきます。この J R に乗るということと、乗っていただくための環境整備、駅前の整備ということであります。駅前整備については、寺前駅にしても、新野駅にしても、これまで整備もしてきたところでありますし、長谷駅については J R のほうでこの整備はしていただいているということでございます。ただ結論といいますか、当然自治体として、駅前の、それは特に J

R敷地内の環境整備というところについては、要望は常にしているところではございますが、なかなか赤字路線というところにJ Rとして資本投資をするということにはならないということでもあります。

しかしながら、乗っていただくためにも気持ちのいい利用環境を整えていかなければいけないというところで行きますと、長谷駅前駅の駅につながる道路について、J R敷地ではございますが、昨年度、町で予算をつけさせていただいて、議会の了解をいただき、舗装の打ち替えをさせていただいたところでもあります。この環境整備はそれは当然のこととしてこれからも取り組んでいかなければいけません、このたび取組を進めているというのは、兵庫県のこのプロジェクトチーム立ち上げと同時に、この3年間集中して、とにかくこのJ R、鉄道をもう一度県民として見直していこうじゃないかというふうなところ、そして何もせずにこのままどんどんどんどん利用率が減っていくと、恐らく上下分離が具体化してくるような状況になってくるということも含めて、できる限り利用率を上げていこうというところでのこのたびの取組であるということです。

ただ、かなりの予算化をしているところではございますが、私もJ Rの利用をそういうふう意識はするようになりました。J Rに乗るようになると、それはそれで、どういんですか、車窓から見えるこの景色も含めて、自動車で運転してはなかなか見ることができない、そういった景色も見ることができますから、そのように考えると、J Rを利用することが非常にまた習慣になっていくということも、このたびのお金がかかっていますが、利用者を増やしていくということにはつながっているかなというふうに思っております。

我々も年を取れば、自動車の運転もできなくなっていく。そうなったときに、鉄道というのは非常に有効な移動手段になってくるというふうに思っておりますので、この取組が3年間限定ということで最終年度、ただ来年度以降どうなっていくかというところはあるんですが、町としてはこの鉄道の利用について、もっともっと広範囲のそういうふうな観点から、これからも啓発、そしてまた利用助成というふうなところは一定考えていかなければいけない、このように考えております。

○議長（澤田 俊一君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。そうずっとされるのは僕は何も反対もしませんし、いいとは思いますが。ただ予算的なところで、この1,200万でなくてね、この中の半分の600万円にして、あとの600万円は、それこそこの町の人口を増やす、移住者を増やしたい、若者に入ってもらいたいというところがあるんで、それは町長もおっしゃられた内容なんで、そちらのほうに回したりして、もう少し有効に予算を使ったらどうかという提案でもあります。以上です。

○議長（澤田 俊一君） どなたか発言はありますか、執行部。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 御意見として受け止めさせていただいて、とにかくこれは貴重

な税金でありますから、それを有効に活用していくというところはしっかりと確認をさせていただいた上で、適正な予算執行に努めてまいります。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方

3 番、小寺議員。

○議員（3 番 小寺 俊輔君） 3 番、小寺です。予算説明資料 5 5 ページ、企業誘致事業についてお尋ねします。

先ほど藤原議員の質問で一部答えていただいて、令和 7 年度は地域活性化起業人推進委託料等を使ってやっていくということなんですけども、令和 6 年度で株式会社あわえさんでしたっけ、へ委託されていろいろ取り組んでこられました。サテライトオフィスを展開するんやいうのを令和 6 年度予算でつけて、実際やっていただいて、今のところ結果は出てないんですけども、今度令和 7 年度、新たにまた全然別のアプローチというか、別の視点からも取り組みされるんですけども、じゃあその令和 6 年度に取り組んだことと今度令和 7 年度に取り組もうとされていることの、いわゆる関係性というか整合性は、それはどういうふうに今後展開されていくおつもりなんですかね。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。令和 6 年度の企業誘致につきましては、あわえさんのお力を借りまして、町長自身に神河町の課題、それからどういった企業にサテライトオフィスを通じて協力していただきたいかというふうなところを訴えまして、最終的には 4 つの業者さんというふうなところで今現在動いております。令和 7 年度におきましても、このあわえさんの協力をいただきまして、今の課題というふうなところも含めて同じような形で再度違う業者さんのほうにアプローチをしていきたいというふうな思いでございます。

冒頭、このサテライトオフィスを誘致するに当たりまして、大きい事業者 1 件よりも小さい事業者をたくさん集めるというふうな取組を今後していきたいというふうな中で、やはり今は、令和 6 年度におきましては主体的にはデジタル関係の事業者さん等が多かったというふうなところで、できましたらほかの分野、うちでいいますと農林業とか、それから観光も含めてですね、違う業種の方のサテライト誘致というふうなところも進めてまいりたいということで、引き続きあわえさんのほうに協力をお願いするというふうな形を今考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 3 番、小寺議員。

○議員（3 番 小寺 俊輔君） 3 番、小寺です。確認です。そしたら、令和 7 年度の事業は引き続きあわえさんに主導権というか御協力をいただきながら、令和 6 年度に残った 4 者以外の方に地域活性化起業人を使って新たに展開していくという理解でよろしいんですね。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。引き続

きあわえさんのほうに協力をいただくというふうに考えておるところでございます。令和7年度の地域活性化起業人につきましては、この6年度で手を挙げていただいた企業さんのほうから来ていただくというふうな予定で進めておりますので、活性化起業人の制度につきましては、6年度で手を挙げていただいて今お話をしている事業者さんから来ていただく人に対しての使う制度という流れです。令和7年度で新たにまた事業で参画をいただく事業者様が決定しましたら、また起業人制度、もしくは違う制度でサテライトオフィスのほうの設置をお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 小寺です。予算説明資料の51ページの地方公共団体情報システム標準化についてお尋ねします。

すみません、日付は忘れたんですけども、多分2月ぐらいの報道で、全国の自治体でこの標準化システムを導入しているところはほぼない。その導入を決めてるところもまだほぼないというふうな報道を見かけました。中で、この神河町が早々と手を挙げられて標準化に乗り出されるその意義といいますか、なぜこんなに早く導入しなきゃいけないのかっていうのが少し疑問なんで、その辺をお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。国は令和7年度で実施してくださいというふうに言ったわけです。それが法律でまずは決まったんですけども、実際進めていくといろんな課題があって、実は大手のベンダーさんがもうできませんよってということで、特にうちの今入れているベンダーにつきましては、うちのそもそもの今のシステムが令和7年の10月で切り替わるので、それに合わせてうちは標準化システムを導入するということで一番最初からスタートしてきたというところになってますんで、今のうちのベンダーさんには、そこはもう守ってくださいよと。ただ、国の言われてますように、いろんな仕様が出てきてるんですけども、その仕様の中で、なかなか煮詰まっていないというところもありますんで、一部はもしかしたら遅れるかもしれませんが、うちはそういったゴールというか、とこありましたんで、うちは進めているというところで御理解いただきたいなというふうに思っております。以上でございます。（発言する者あり）

○議長（澤田 俊一君） 3回です。3回ですので、申し訳ございません。

ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） それでは、総務費を終わります。

次に、3款民生費、62ページまでをお願いします。質疑ある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 説明資料の61ページ真ん中の防犯対策事業で、防犯カメラの設置です。町の施設でかなり増えまして、訪れる方々がみんな神河町は面白いなと、いい看板が出て、いろんなところにカメラがついているなどお褒めの言葉をいただいております。今回その177万5,000円ですね、これはどこに設置されるのか、ちょっともう一度教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。防犯カメラの設置につきましては、一旦町境の設置ということで一応めどは立たせてはいただいたんですけども、委員会の御意見とかを踏まえまして、通学路のところを少し重点的にカメラを設置していこうというところで考えております。今回につきましては、東柏尾の市場橋の東詰めのところ、大変交通量も朝とか多いわけなんですけども、横断歩道もあって大変危険もあるというところで、学校からの御要望もあったということなんですけども、そこに1か所つけさせていただくと、あと寺前駅の前には防犯カメラがございませんでしたので、寺前駅前を設置するというところで進める予定です。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに、民生費、質疑ある方。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。予算説明資料の63ページになります。上から2段目の若者サポート事業ありますけれども、昨年度は対象は何人だったか。それから、7年度の見込みですね、何人ぐらいあるかということと、それからもう一つ、下から2段目のひきこもりサポート事業とこれ関連があるんだと思うんですけれども、どこで区分けされているのかということを教えてください。

○議長（澤田 俊一君） まず、若者サポート事業について。

長井住民生活課長。

○住民生活課長（長井 千晴君） 住民生活課、長井でございます。若者サポート事業につきましては、令和6年度実績は1名でした。令和7年度の見込みは1名から2名と見込んでおります。こちらの事業につきましては、該当する方は少ないんですけども、厚生労働省からの委託事業になっておりまして、ひめじ若者サポートステーションが中心になりまして、中播磨地区、西播磨地区と共同で行っている事業になります。15歳から49歳までの方が対象なんですけども、こちらのほうも町内の方ではなくて違う町のところに行かれるというところがありますので、継続して行っているような状況でございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 次に、ひきこもりサポート事業について、先ほどの若者サポート事業との違いも含めてお願いいたします。

指名します。

木村保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課の木村でございます。ひきこもりサポート事業のことについて少し説明させていただきたいと思います。

ひきこもりサポート事業の財源としましては、生活困窮者就労準備事業費等補助金というのを活用しておりまして、事業を行っております。内容としましては、基本的にカウンセラーの先生におきます月2回の個別相談会を実施しているような状況にあります。ひきこもりサポート事業は、今年度から……。

○議長（澤田 俊一君） 木村特命参事、資料を持っていただいて、もう少しマイクの近くでお願いいたします。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 失礼しました。もう一度説明させていただきたいと思います。

ひきこもりサポート事業の財源としましては、生活困窮者就労支援事業の国の補助金を活用しまして、事業展開を実施させていただいております。内容としましては、心理カウンセラーの先生におきます個別相談会を月2回実施しておりまして、今現在来られてる方におきましては10代から60代の若い方が来られてるような状況にあります。

若者サポート事業との連携っていうところ辺になるんですけど、若者サポート事業は3町で実施しておりまして、町外での相談も希望される方はそちらのほうを利用されている方もおられるような状況にあります。以上となります。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 分かりました。今言われた若者サポート事業は3町でいうことで、先ほどお答えいただいた1名というのは、これ町内の方と見てよろしいのでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 長井住民生活課長。

○住民生活課長（長井 千晴君） 住民生活課、長井でございます。昨年度の実績の方は町内の方でありました。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） もう一つの項目、ちょっと替わりますけれども、同じ説明資料63ページの中で真ん中辺りですね。特殊詐欺等被害防止対策事業としまして電話機の補助がありますけれども、昨年度も今年も続いていると思うんですけども、昨年度のその効果といいますか、何かこういうところに効果があった、予防策ができたというようなことはありますでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。効果という部分はなかなか見えにくいところなんですけれども、購入実績としましては昨

年度が46件で本年度はもう50件近く、もう予算も底を尽きてきているというような状況です。やはりそういった電話がかかってくるというところであったり、また、新聞等でも大変そういった被害が増えてきているというような報道もありますので、そんな中で、神河町ではそういった被害に遭ったというようなところがあまり聞かれないというところが実績としてあるのかなというところでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。予算書でいうと61ページの負担金のところですね。子ども会関係の負担金が上がってます。説明資料では、71ページですかね、子ども会活動事業としてあるんですけども、実際今、神河町の子ども会のいわゆる活動状況いうんですかね、どんなもんですかね。私が把握してる分では、ほぼ活動してないとは思ってるんですけども、実際のところはいかがですか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。神河町内の子ども会の活動状況ということですけども、神河町では41区ございますが、今年度活動されている子ども会は17団体、17区というふうになっております。球技大会も残念ながら希望調査を取ったところ行われておりませんが、各単位子ども会におかれましては、各単位子ども会独自の事業、秋祭りであったり送別会であったりというところを中心に現在取り組まれているというふうに把握しております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。過去数年間、活動が低調になってから、いろんな議員からいろんな質問が出て、やっぱりこのままでは寂しいから、もうちょっと活発になるようなことを町として考えてほしいというような要望もいろいろあったと思います。年々年々予算も減っていきよるんでね。本当やっぱり子供が楽しいところ見るんが僕ら一番楽しいんで、やっぱり町としてできるだけ、ちょっと子ども会を活発にするのがいいのかどうかって言われたら分からないんですけども、何せそういうふうな方向でちょっといろんな施策を考えていただきたいなと思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。子ども会の活発化というところでございますけども、これまで競技大会、ソフトボールであれば9人、バレーボールであると6人がいないとなかなか参加できないという実情がございました。来年度につきましては、これまで社会体育事業で行ってございましたアジャタ大会を球技大会の代替種目として位置づけております。そういう意味におきましては、これまでなかなか参加できなかった単位子ども会におかれましては参加しやすい環境づくりというところに取り組んでいきたいなと思います。まずは、子ども会の活動を支援する

という立場で来年度も事業展開を行いたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに民生費、質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ないようです。

次に、4款衛生費、70ページまでをお願いします。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。健康づくり費、予算書の64から65ページ、説明書につきまして75ページにいろいろ書いてあります。お尋ねしたいことは、概要書の説明の中でも、2番目の柱として安心して暮らせる環境をつくる、高齢者の暮らしを支えるために福祉・保健・医療のほうの充実を図ると書いてあるんですけど、去年と比べて今年何か変わったこと、取り組みされてますか。言いたいのは、やっぱり病院の経営改善とかいろいろありますんで、その関係で三位一体で取り組む中で、健康づくりに令和7年、特段取り組まれるメニューがあれば教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 少し総括的な質問ではありますがどうでしょうか。

木村保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 失礼します。健康福祉課、木村でございます。今年度の大きな事業としましては、まずは健康づくりいうところ辺では、町ぐるみ健診の受診率の勧奨いうところ辺を重点的に行っております。

未受診勧奨におきましては、システムも活用しまして未受診者への受診勧奨を行っております。

また、重症化予防としまして、医療費が県下でもやはり高いような状況にありますので、その医療費の大きな原因っていうところ辺で、やはり腎疾患であったりとか、そういうところ辺が多いというところ辺もありまして、個別の栄養相談等を実施しながら重症化予防等を図っているような状況にあります。

また、その辺におきまして、がん検診の受診率の向上におきましても神崎病院と協議を行いまして、胃がん検診におきましては近年、受診率が低迷化しておりますので、やはり高齢になりましたらバリウムによる胃がん検診もリスクが伴うというようなところ辺から、神崎病院と協議させていただきまして、胃がん検診の個別化っていうことで胃カメラを今年度から実施しているような状況にあります。以上となります。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに衛生費、質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） それでは、次へ行きます。

次に、5款農林水産業費、79ページまでをお願いします。質疑ある方。

3 番、小寺議員。

○議員（3 番 小寺 俊輔君） 3 番、小寺です。予算書でいいますと 72 ページの報償費の中ですね、講師謝礼 2 万円。これ説明資料によりますと、熊の研修会の講師費用やと思うんですけども、昨年、熊情報が多発したときに農林政策課長が、まずは皆さんに熊を知ってもらう研修をしたいというふうな答弁をされてたと思います。それを実施されることだと思うんですけど、もし今現時点でどういうふうにこの熊研修会をされるいうのがもし決まったら、教えていただけますか。

○議長（澤田 俊一君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。まだ具体的にこの研修会の計画を立てているわけではありませんけれども、イメージとして思っておりますのは、講師としては野生動物研究センターの指導員等に講師をお願いして、受講者としては区長さん、農会長さんあたりをまずは想定をして考えてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。予算書のページ 86 で、地籍調査の分があります。2 月 26 日の神戸新聞で、市川町がリモート地籍調査って多分記事出たと思うんですけど……（「86 言うたっただ」「説明資料ですか」と呼ぶ者あり）違ったか。

○議長（澤田 俊一君） 質問箇所、特定をお願いします。農林水産業費、予算書は 79 ページまでです。

○議員（9 番 藤原 資広君） ごめんなさい、75 から 76 ページに地籍調査の部分があります。2 月 26 日の新聞で、市川町のリモート地籍調査という記事が出てました。うちんそこはその方法を取ってないんですけども、当然林業関係とも調整しながら今の体制取られているんですけど、取られているいいところの面をちょっと教えていただきたいと思いますのと、それと、林業費、78 ページにあるんですけど、この前 11 月の多分次年度に向けた思いをお聞きしたときに、J-クレジットの話もありました。その分はこの予算書の中に生きて活用されてるのか、その 2 点をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） それでは、まず 1 点目、リモート地籍等につきまして。

中野地籍課長。

○地籍課長（中野 友純君） 地籍課、中野でございます。藤原議員の質問にお答えします。

スマート地籍、リモートセンシングの地籍なんですけども、これは令和 5 年度、6 年度でリモートセンシングの利点、メリット、デメリットを検証した結果、今後山を活用していくには、やっぱり現地にくいを残さないといけないということで、あと神河町の

ほうも現地調査が令和10年度で終わる予定になってますので、リモートセンシング、スマート地籍を導入せずに、現地にくいを打って調査を進めていきたいということでもた結論を出しました。現地にくいを打つことによって、あと、山の所有者の方も今後、次の世代に継承するときにも、くいがあれば確実に継承できる、また山を活用していただけるということで、現地にくいを残すという地籍に方向を決めたところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 2点目につきまして。

前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。結論から申しますと、この予算書にＪクレジットに関する歳入歳出は入っておりません。

ここのところの状況でございますけれども、実は先週もある企業さんとの中で、このＪクレジットを神河町でできないかというようなお話をさせていただいておるところでございます。その話の中でも、町として予算を組んで何かをつくったりどうこうしたりというんではなくて、Ｊクレジットの発行する事業体、それから、それを使う企業、その間を町として調整をする、取り持っていくというような形でまずは今の話は進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ないようです。

次に、6款商工費、83ページまでお願いします。質疑がある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。予算書80ページの需用費の中の修繕料ですね。これ予算説明資料ですと、90ページの①のところに施設名と金額だけは書いてあるんですけれども、その修繕の内容が全く分からないので、もし可能であれば設置される予定の予算特別委員会に資料を提出していただきたいと思うんですけれども、いかがですかね。もし可能であれば、議長のほうから正式にお願いしていただきたいと思いますけど。

○議長（澤田 俊一君） そうしましたら、予算書80ページの需用費の修繕費の中身につきまして、特別委員会のほうに提示していただくということでお願いできますか。

高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。予算特別委員会のほうへ資料のほうを提出させていただきます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方

5番、安部議員。

○議員（５番 安部 重助君） ５番、安部です。説明資料の９０ページの上から７行目ですかね、グリーンエコー笠形のグラウンドゴルフ場の整備事業ということで４５０万ほど上がってんですけども、これはどのような形で修繕されるわけですか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。詳しくは、先ほどもありましたように、予算特別委員会のほうで、また図面といいますか、資料をお出しさせていただきたいと思いますが、概略を申し上げたいと思っております。

概略につきましては、こちらのコースにつきましては、今現在、扁妙コース、笠形コース、オウネンコースとコースが３つございます。その中で一番問題になっておりますのが、獣害被害でございます。獣害被害につきましては、獣害防止柵を、外周約５００メートルございます、それに係る補強の部分。それと、芝生の部分的な修繕というところで、３コースのうちの１コースにつきましては芝生がまだ生きているというところで、その保全、修繕いうところで、１コース約２，８００平米の一部張り替えのほうをしていきたいというふうに考えております。そういった、概略でございますが、ところを中心に修繕のほうをしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） ５番、安部議員。

○議員（５番 安部 重助君） 安部です。４５０万といたら、私たちにとったら大変大きなお金なんですけども、この施設改修について４５０万が本当に生きたお金になるのか、そこの辺のところをしっかりと考えていただいて、やはり４５０万を投入するのであれば投入するだけの値打ち、そしてまた、あと、利用が増えるような方向に持っていけるかどうか、その辺のことを考えてしっかりと整備をお願いしたいというふうに思います。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。修繕は修繕なんですけども、その後のやっぱり利用をいかにしていただけるようにするか、施設の保全もそうですが、やはり利用していただくというところを考えていかないといけないというふうに考えておりますので、そのようにしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに。

９番、藤原議員。

○議員（９番 藤原 資広君） ９番、藤原です。予算書の７９ページ、負担金補助で商工会の補助金２，０６０万あります。去年も発言させてもろうたんですけど、今年予算組むに当たり、商工会と話しされて何か意見があったのか、それとも、いやいや、これで十分やと言われたのか、そこら辺りをお聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。藤原議員の御質問にお答えしたいと思います。

確かに令和6年度の予算時におきまして、御意見を頂戴したかと思っております。財政厳しい折にいうところをおっしゃってくださったのかなというふうに思っておりますが、商工会の補助につきましては、商工会との行政懇談会、また要望いうところで、要望書のほうも出てきております。そういったことを基にして、商工会の事業の発展というところでは、なかなか削れないのかなというふうに考えております。商工会の会員数であったり、また、その会員数の減、増いうところはあるんですけども、さらに維持だけでなく、この補助を活用していただいて、より商工が充実した形になるように商工会のほうに御協力をお願いしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。商工会のほうからはこれでもう事業できます、これで十分できますよということでおっしゃったんかどうかをお聞きしたいんです。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。補助金につきましては昨年と同様でございますが、商工会への支援体制としまして、例えば新年交歓会であったりとかいうものにつきましては、本年、最近では共同で行ったりとかいうことをさせていただいております。そういったことも踏まえて、補助金、金額で足りない部分につきましては、共同で一緒になって商工会のほうを盛り上げていくような活動を引き続き行いたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑がある方。商工費終わってよろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） それでは、次に、7款土木費、88ページまでお願いします。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。

次に、8款消防費、91ページまでお願いします。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。予算書の90ページの災害対策費についてお尋ねします。今からお尋ねすることは今年度予算には直接関係はないんですけども、町長の所信表明の中で、12ページやったかな、所信表明の中の12ページに、

トイレカーやキッチンカー、シャワーカー、仮設入浴設備等の整備を検討していくって
いうふうにおっしゃられました。これ当然検討なんでね、今、具体的にどうこう言うもの
ではないとは思いますが、思い描いておられるのがちょっとどういうことなのか私いま
ち理解ができなかったのも、もし思い描いておられることが詳しく説明でき
そうでしたらお願いしたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうで、では答弁させていただきます。

所信の表明の中で申し上げたとおりでありますけれども、特にトイレカー、キッチン
カーについては、昨年1月1日に発生をしました能登半島地震における災害支援、そし
て避難所設置というふうな中で、それらの搭載した車がかなり効果があったというこ
ろでございます。神河町も、今後そういった搭載した車を当然設置を確保する必要があ
るだろうというところで、活字として載せさせていただいたところでございます。具
体的には担当参事のほうから申し上げますので、よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。町
長おっしゃられたような形で、基本的には大規模災害ですよね、発生したときには、一
番発災時必要となってくるのがトイレであるということ。トイレカーということなんで
すけれども、なかなかトイレを避難所全員の分を対応しようとするとなかなか難しい部分
ではあるんですけれども、やはり各地で災害も発生しており、避難所ではそういったト
イレカーっていうのが非常に有効なものであるというふうに言われております。町とし
ても、まずはそういった部分で、町民の安心という部分で、あったらいいのかなとい
うふうなことも考えております。また、TKBと言われる、またキッチンとか、あとベッ
ドについても大変避難所には必要となっていきます。1つあったら安心かどうかとい
うのはまたあるんですけれども、やはり近隣市町もこういったトイレカー、キッチンカ
ーという部分も充実をさせていくという動きもございます。神河町においても、国の補
助事業とかを活用しながら、こういった部分を進めていこうということで計画、あくま
でも今の段階では検討ということですが、進めてまいりたいというふうに思ってお
ります。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 小寺です。本当に今の段階でどうこう言うものでもない
んですけれども、導入されることは結構なことだと思うんです。やっぱり災害に備える
のは物すごい大事なことで結構だとは思いますが、大規模災害が起きなかったと
きに、じゃあ一体それはどうなるのかなっていうのがすごく疑問に思うので、本当い
ろんなそういった面も検討していただいたり、例えば郡内で協定を結んでね、神河町はト
イレカー、市川町はキッチンカーとか、そういうふうな感じでもええんかなとも思いま
すので、本当にいろいろな面から検討していただきたいと思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。貴重な意見として賜っておきます。

トイレカーにつきましても、郡内の中でそれぞれ割当てといたしますか、それぞれで神河町はトイレカーというような考え方もありますし、トイレにつきましても、本当に1つあったらそれで大丈夫かといえ、なかなかそうではないというふうにも認識しております。郡内でもまずはトイレカーを整備していくとか、そういった部分で検討していったほうがいいかなというふうに思っておりますので、今後の課題として郡内でも協議をしてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 日程の途中ですが、ここで昼食のため暫時休憩します。再開を13時ちょうどとします。

午前11時58分休憩

午後 1時00分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

午前中の民生費の質疑のところで、子ども会活動事業の質問に対しまして、児島教育課長から発言の訂正の申出があります。ここで許可します。

児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。午前中の私の発言について一部誤りがありましたので、訂正しおわび申し上げます。

民生費、児童福祉費の子ども会の活動につきまして、小寺議員からの質問の際に、子ども会数を41区中17区と申し上げました。正確には、40区中17区が今年度活動されている単位子ども会であります。訂正しおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

○議長（澤田 俊一君） 以上のとおりです。御了承願います。

それでは、午前中に引き続きまして、第34号議案、令和7年度神河町一般会計予算の質疑を続けます。

第8款消防費、91ページまで引き続きお願いいたします。消防費、質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ないようです。

それでは、次に、9款教育費、115ページまでをお願いします。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。タブレットの更新についてお尋ねします。

予算書でいうと96ページの小学校管理費で2,249万1,000円と100ページの

中学校管理費の1,139万2,000円で合計で3,388万3,000円なんですけれども、文科省の補助上限が1台5万5,000円ですかね。それで計算したら、一応616台の更新になるのかなと思うんですけれども、実際は何台更新されて、リース期間が何年なのかを教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。小寺議員の質問にお答えさせていただきます。

このパソコンリース料につきましては、児童用タブレットの更新と教職員の校務用パソコンの更新が含まれております。御質問の児童用タブレットでございますけれども、小学校につきましては494台、中学校につきましては303台、その他教職員のパソコンにつきましては、来年度ウィンドウズ10の保守が最終年度となります。それに伴う更新でございまして、公務用パソコンは小学校61台、中学校29台、教室用のパソコンは小学校は21台、中学校は10台、電子黒板につきましては小学校21台、中学校10台、計31台、あとネットワークシステム等の更新でございます。

以上、回答とさせていただきます。（「リース」と呼ぶ者あり）

リース期間につきましては、いずれも5年ということで考えております。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。となるとですね、タブレットだけで797台の更新になるんですけれども、そしたら結構お安い価格なんかないという気はするんですけれども、1台当たり一体何ぼで想定しとってんですかね。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） タブレット自身は5万5,000円での県の一括入札ということで、5万5,000円を予定しておりまして、児童用タブレットにつきましては5年間で926万9,700円、1年間当たり92万6,970円のリース料を予定しております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。教育費終わってよろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） それでは、次に、10款公債費から12款予備費、最後までをお願いします。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。

それでは、次に、総括で質疑がございましたらお願いします。

8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。説明資料の16ページの下から6行目

です。今年度から神河町みらい創造プロジェクトと題し、中堅、若手職員による課題解決プロジェクトチームを編成し、これからの神河町を考えてもらう機会を創造していきますと町長の所信表明にありました。これについてどういう形で進めていくのか、ちょっと内容的にお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。このプロジェクトなんですけれども、若手、それから今想定してますのは、中堅といいますのは係長以上、若手は係長未満というふうに考えています。これからの10年先、30年先を考える職員でありますので、20年後、30年後ぐらいにもう幹部になりますから、そういった職員に将来について考えてもらおうということで発案をしております。

具体的には、手挙げ方式を考えております。やる気のある職員に手を挙げて、ワーキンググループに参加していただく。もう充て職のように充てていくのではなくて、希望者を募るという形を取りたいと思ってます。それでも足りなければ多少指名をすることはあるかなと思うんですが、そういったところの意見を町政に反映していけるような形で、何とか人材育成をしていこうという考えで本年度から着手したいと考えてます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。若手職員の出番というか、再三過去にも私、意見的に要望してきたわけです。いよいよ実現というか、これは大変期待をいたしております。これによって、神河町もやはりよかったなと、変わっていかないかんと、一つはちょうど時期的に図書コミュニティ施設ね、公園がオープンします。この施設をいかに生かすか、どう神河町の魅力づくりをするかということに私は非常に皆と一緒に頑張っていたいて、一通りいってあとはお客さん来てないよと。桜空が大空（おおから）にならんような施設にしていって神河町を変えないかん、変わっていかなあかんと思うんです。そういう形で非常に期待をいたしておりますので、ひとつ頑張って変わったなという神河町にしていきたい、お願いしておきます。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。御意見ありがとうございます。ぜひですね、今年度、今想定してますのは公共施設の在り方等についての議論を深めたいなというふうに思ってます。もちろん、その中で町の中心部で目玉商品といいますか、目玉に置いてます栗賀小学校跡地ですので、ぜひその活用が盛んになって、できてよかったなと言ってもらえるような運営に結びついたらなと思ってます。よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） ほかに総括質疑がある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。同じページ、16ページの説明資料ですけれども、マイナンバーカードについて訴えられとんですけれども、マイナンバーカード

の取得率が非常に悪いと、遅れてるというような形なんですけども、今現在何%ぐらいの取得率なのか1点と。それから、行政運営に対して、このマイナンバーカードがどういふふうに大切なのかいうことを町民の皆様方にもっともっと知らせたら、そういう取得率も上がるんじゃないかというふうな思いもするんですけども、その辺のとこの、ただこういう形でマイナンバーカードの取得する場所を設けておりますよじゃなしに、理解をしていただいて取得していただくというような方策をもっと取っていただけたらもっと進むんじゃないかというふうには思っておりますが、いかがでしょう。

○議長（澤田 俊一君） 長井住民生活課長。

○住民生活課長（長井 千晴君） 住民生活課、長井でございます。現在、神河町のマイナンバーカードの取得率は、県下でも結構10番以内とかに入っております。現在、神河町におきましては95.56%の取得率になっております。ただ、その後、取得された後の活用ができてないのではないかと思いますので、また、マイナ保険証の登録であったりとか、マイナポータルといってアプリを入れていただくことによって御自分で確定申告であったりとか町の窓口への申請とかいろんなことができますので、そういったことの広報のほうをもっと努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに総括質疑がある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 説明資料の85ページの神河町フードセンター施設改善事業で、今回はエアコン、空調ですね、これ1,375万という形なんですけど、話聞いているところでは、その神崎フードさんもちょっと経営自体が苦しいと。販売してたおにぎりやとか、その弁当類の各店舗の自家販売みたいなのがあって、売れてないということなんですけど、どういう形で今、神崎フードが進んでいるのか、この辺ちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。今、神崎フードの運営といいますか、経営状況は非常に厳しい状況であるということで、委員会でも御報告をさせていただいたところです。一番は売上げが伸びていないというところが、今おっしゃったように、例えばマックスバリュですとか、そういった大手のこれまで得意先であったところというのが、内製化といいまして、自分ところの店の中もしくは自分ところのフードセンターみたいなものをつくって総菜類であったりおにぎりであったりというものを作り出したというのがコロナ禍以降、非常にこれが加速をしております。ですので、マックスバリュだけでなくマルナカであったりほかの取引先でもそういうような状況が出てきている中で、売上げがなかなか伸びないというところが1点ございます。

それから、今年度につきまして一番大きく影響が出ているのが、米価の上昇でございます。昨年度二百数十円ぐらいで買ったお米が、同月の今年度でいいますと500円

を超えているというようなところで、2倍程度の米価になっております。これが年間通じてでいきますと、約1億円ぐらい米代だけで余分にかかってくるというような状況が今年見込まれております。

そういうような状況の中で、現在フードとの役員会等の報告では、月間で約300万円程度の赤字、これが1年間でいくと3,600万ぐらいにこの令和6年度なる可能性が今ございます。そうなりますと、来年度、来期には経営が非常に難しくなってくる状況がございますので、今、経営改善計画等の作成に取り組んでおる状況でございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今聞いて、大体苦しいというのはよく分かったんです。やはりこの株式の中で、49%は神河町が持ってますよね。やっぱりサポートできるところはできるだけ入れてサポートして、何とか立ち直ってもらいたいと思っておるんですけど、その辺どうですか。

○議長（澤田 俊一君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。町の第三セクターとして、町としても当然その辺りの心配をしておるところでございます。この2月にも神崎フードの社長と、それからもう一つ株主でありますエスアールジャパンの社長、それから町当局というところでも、今後どうしていくのかというような打合せといいますか、話合いを持ったところでございます。町としても、まだ具体的に町としてどうこうというところは載せておりませんが、まずはエスアールジャパンの協力を得られる部分については、協力を得ることで収支の状況を改善していくというようなところをまずは手がけていこうというような話合いを先日行ったところでございます。あとは必要に応じてということになります。町の内部でも協議をする中でどういうことができるのかということを考えていく必要があるのかなと。今年度、7年度の予算に計上しておりますエアコンも、もちろんだんだんもうかってる状況であれば何とかしてくださいよというところではありますけれども、もう経過年数もたってるエアコンばかりで、この2年ほどの猛暑によりましてフル稼働している状況の中で、もう既に動かなくなっているようなものもございます。そういうようなところで、できるところでは支援といいますか、応援といいますか、してまいりたいというふうには思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに総括質疑がある方。

児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。大変申し訳ございません、先ほどの質問に児童用パソコンの回答させていただきましたが、ちょっと表を見誤っておりました。申し訳ございません。小学校の児童用タブレット、49

4 台と言いましたけども、4 7 7 台が正解です。中学校につきましては、3 0 3 台と申し上げましたが、2 4 6 台が正しく、合計 7 2 3 台でございます。

以上、すみません、訂正しておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（澤田 俊一君） ほかに総括質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ないようです。

以上で第 3 4 号議案に対する質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、委員会条例第 6 条の規定により、1 0 名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第 3 4 号議案は、予算特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

ただいま設置しました予算特別委員会の委員の選任を行います。

選任については、議会運営基準第 1 2 0 条の規定によって、議長から指名します。

小島義次議員、木村秀幸議員、小寺俊輔議員、廣納良幸議員、安部重助議員、吉岡嘉宏議員、松岡宣彦議員、藤森正晴議員、藤原資広議員、栗原廣哉議員、以上 1 0 名を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました 1 0 名を、予算特別委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、議長指名の 1 0 名を予算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

なお、特別委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第 9 条第 2 項の規定によって、委員会で互選をしていただくことになっておりですので、よろしくお願いします。

ここで暫時休憩します。再開を 1 3 時 3 5 分とします。

午後 1 時 1 7 分休憩

午後 1 時 3 5 分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

休憩中に予算特別委員会が開催され、正副委員長の互選がされておりますので報告します。

委員長に栗原廣哉議員、副委員長に藤原資広議員がそれぞれ互選されましたので、報告します。

日程第 2 7 第 3 5 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 2 7、第 3 5 号議案、令和 7 年度神河町ケアステーション事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第 3 5 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 2 8 第 3 6 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 2 8、第 3 6 号議案、令和 7 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

お諮りします。本議案は、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第 3 6 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 2 9 第 3 7 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 2 9、第 3 7 号議案、令和 7 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第 3 7 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 3 0 第 3 8 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 3 0、第 3 8 号議案、令和 7 年度神河町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第 3 8 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 3 1 第 3 9 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 3 1、第 3 9 号議案、令和 7 年度神河町土地開発事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第 3 9 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 3 2 第 4 0 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 3 2、第 4 0 号議案、令和 7 年度神河町訪問看護事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第 4 0 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 3 3 第 4 1 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 3 3、第 4 1 号議案、令和 7 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第 4 1 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 3 4 第 4 2 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 3 4、第 4 2 号議案、令和 7 年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第 4 2 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 3 5 第 4 3 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 3 5、第 4 3 号議案、令和 7 年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第 4 3 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 3 6 第 4 4 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 3 6、第 4 4 号議案、令和 7 年度神河町水道事業会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。そしたら、予算書の 6 ページの一番下、投資で公共債買われると思うんですけど、東日本高速道路債ですね、何種類かあるんですけど、どのものを買われて、多分下水道も一緒や思うんですけど、何年物を買われるか教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。藤原議員の御質問にお答えをしたいと思います。

今検討しておりますのは、東高速道路の公共債ということで、何年物かはいろいろあるんですけども、種類は 1 種類でございまして、2 年物を検討をしております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第 4 4 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 3 7 第 4 5 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 3 7、第 4 5 号議案、令和 7 年度神河町下水道事業会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第 4 5 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 3 8 第 4 6 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 3 8、第 4 6 号議案、令和 7 年度公立神崎総合病院事業会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

3 番、小寺議員。

○議員（3 番 小寺 俊輔君） 3 番、小寺です。今年もまた 3 条予算で 3 億 1,100 万円の赤字予算を出してこられたんですけども、私これしょっちゅう言わせていただけてるんですけど、本来予算で赤字予算なんか出してくるものじゃないんですよ。当然そら予算の部分では、最低でもプラマイ・ゼロ、もう例えば経費をこっだけ削減しますとか、そういった努力の跡を見せて、プラマイ・ゼロで出してくるのが本来や思うんです。いきなりそんな 3 億の赤字を出します、もう始まる前からこう決めとるのと一緒なんですよ。前任の春名事務長が一番最初に赤字予算出されたときには、病院の危機的状況を職員に共有するために赤字予算にしましたっていう説明があったと思います。もうその役目は十分果たされたんで、やっぱり予算っちゅうもんはプラマイ・ゼロで出してくるのが本来のあるべき姿だと思うんですけどね。当然プラマイ・ゼロにするためにはどうすればいいのかっていうのを考えてやるんが経営や思うんです。でも、この 3 億の赤字予算を出されて承認してくださいって言われても、正直言って困るんですよ。こうして 3 億赤字、垂れ流します。でも予算は認めてください。そんなおかしい話はね、なかなかないと思うんですけど、実際どうですかね。予算を組むに当たって、これ 3 年連続ですかね、収支不均衡予算出されたの。ですよ。4 年目ですかね。もうそろそろ収支均衡予算で出そうとか、そういうふうな話合いとか、そんなんはなかったんですかね。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。赤字予算の件でございます。

令和 3 年度、4 年度、5 年度に引き続いて、今年 4 年目になりますけれども、当初から赤字額を見込んだ予算編成でありまして、望ましい状況とは考えておりませんが、これが現実的な数値でございます。実は、令和 4 年度では 1 億 1,000 万円程度の赤字を計上させていただきました。令和 6 年度につきましては 2 億 2,200 万円程度の赤字、今年度が、令和 7 年度が 3 億 1,100 万円程度の赤字ということでございます。特に歳出、支出の額の削減につきましては、大変困難と言わざるを得ない状況でございます。

特に職員の給与につきまして、神河町職員の給与に関する条例規則または神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定にのっとって支給しなくてはなりません。令和 6 年度から会計年度任用職員についても勤勉手当支給が新設をされまして、その支給率は正規職員と同様とされております。また、令和 5 年及び令和 6 年の人事院勧告に伴う給料の大幅なベースアップの影響も大変大きくのしかかっています。円滑運営のために職員数を大きく減ずることもできず、給与費については、その削減が大変難

しい状況でございます。

経費につきましても、令和6年度の執行状況を勘案し、また、物価高騰などの要件も加味しつつ、現状の実態に沿った形で積算をしているというところでございます。当初から赤字を見込んでの予算は適切さに欠けると私も承知をしておりますけれども、現実に沿った予算計上であることを御理解をいただきたいというところでございます。

少しキャッシュフロー、現金のところで説明をさせていただきたいと思うんですけれども、予算書の8ページを御覧ください。一番下の3段のところに、資金の増加額というところがございます。令和7年度の予算を100%執行した場合でございますけれども、マイナスの1億9,600万円ということで、1年間で約2億円の現金が減る見込みの予算でございます。令和7年の4月の段階では8億2,200万円と掲載をしております。年度末には6億2,600万円という現金ということですが、町長の提案説明の中でも御説明を申し上げましたが、約9億円の現金等があるというふうに申し上げました。そこに3億円の差があるということでございますけれども、24ページに令和7年度の貸借対照表がございまして、下から5段目のところに長期性預金というところがございます。ここで3億円がございますので、一応、来年、令和8年3月末現在の見込みとしては約9億円の現金を抱えているということで説明を申し上げました。

1年間で2億円程度の現金が減るところで、大変心苦しいんですけれども、収入のほうにつきましても入院収益、また外来収益の増収を職員にも呼びかけて、また、経費の部分につきましては節減を求めていく中で、何とかこの現金の目減りをできるだけ少なくしていきたいという思いでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。病院の抱えておられる事情はね、十分承知してるんです。人件費も高くなってますし、材料費等々も物価高騰で物すごい値上がりしとんの分かつたんですけれども、やっぱり年度当初の予算っちゃうもので赤字を出してきて、例えば、病院は公営といいますか、役場がお金出しとうから赤字を気軽に出せるんかもしれんですけど、もし自分らが一般企業やったらっていうふうに考えていただいて、今年どんだけ仕事しても3億赤字なんです、これやる必要がありますか。ないでしょう。一切もうかれへんのやからね、3億減るんやからね。

今、課長が言われたように、現金10億実際あるんは理解してます。この現金もコロナ禍で積み上げただけの話で、コロナ前なんか、もう現金ほぼなかったと思うんです。そのコロナ禍で積み上がった現金を今食い潰して生きおる状態が続いてますんで、この状態ももう恐らくあと一、二年ぐらいしか私はもたへんのちゃうかなと思ってます。役場の一般会計からの繰入金がどんどんどん減っていく中で、なかなかこういう予算の組み方しとるうちは、僕は駄目なんちゃうかなと思うんです。やっぱりしっかりと、こうすれば、うまく表現できないんですけれども、経営改善に取り組んでいただいているのも十分承知しとんですけどね。もっとここをこうしてやれば、ちょっとでも赤字幅が減

るでというような努力を見せていただかないと、単純に今年もぼんと３億赤字ですでは、なかなか理解がしづらいところはあるのかなと。これはもう質問ではなく私の感想になってしまいましたけれども、そういうことなんです。これに関して事務長、何か一言いただけますか。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼事務長の高階です。議員御指摘どおりで、まさしくごもっともというのは本当に申し訳ない次第なんですけど、やはり先ほど課長のほうも申し上げたとおり、非常に公立病院の置かれている環境というのは、もう全国的に非常に厳しい。特にその原因となっているのが、昨年的大幅な人勧アップというのが、すごい私どももこの１年間、経営改善、非常に取り組んできたんですけど、爪のあかに火をともしような形で積み上げていったんですけど、どんとあれが来ただけでも、かなり根本の計算がちょっと崩れてるところはもう否めないところでございます。

しかしながら、議員の御指摘のように、当然均衡予算というのはしかるべき、そうあるべきなの当然皆さんも御承知と思うんですが、一時県でもそういう均衡予算を無理やりつくってたところがあるんですが、そうすると、あくまでも字面上という形になりますので、私ども一応予算をつくる中で、当然先ほど課長も申し上げたように、各人件費であるとか材料費、例えば経費等を一から精査し直して、ここは削れるけどここはこうかという形で、一個一個見ながらかなりシビアに今回はつくらせていただいて、ある程度そのマージンというものを取ってるところもあるんですが、今回その辺も削りまして、一方で収益におきましてここ１年間経営改善努めてまいりまして、例えば現在、昨年の末から、１２月末から入院患者数は非常に好調で、今も利用率９０％を超えてるのは大体この１２月から１、２と、３か月はキープできて、入院患者数でいいますと、目標として令和４年度をもう超えているという状況は達成できて、一方で、外来に関してはかなりやっぱり厳しい、苦戦はしておるんですけども、そんな中で救急の受入れ数もかなり伸びてきておりまして、ちょっと先日も地域連携懇談会というのをしまして、地域の皆さんから、結構ちょっと病院もそういうふうに変わってきたなということで御評価いただいているのは事実なんです。

ただ、議員がおっしゃるとおり、数字で出せと言われると、残念ながら現状ではいろいろ、だから何ていうんですかね、根拠のない数字をお出ししてるつもりはないんですが、ただ、議員の御指摘どおり、そこまでは至ってないということで。キャッシュフローも議員御指摘ありましたように、あと食い潰してるという御指摘でしたのですが、あと２年、３年もつかどうかいうようなところまで来ますので、やっぱりより一層経営改善について取組を進めたいということで、来年度は現在、経営改善室、経営戦略室、名前、今ちょっと度忘れしましたが、来年、総合戦略室という形で、今までは私が兼務で、下の職員みんな兼務だったんですけど、経営改善の独立した部署を設けまして、そこを有効活用、当然コンサルさんも今まで以上にですね、この１年間やってきましたので、

結構ここはウイークポイントというのはある程度絞れてきてるので、そこに注力して、職員挙げて、より経営改善、このやっぱり一、二年が勝負だと考えてますので、ちょっと議員のほうも叱咤激励と捉えまして、引き続き頑張っていきたいと考えております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。恐らく関連するかと思います。

一般会計の説明書もそうですし、病院のほうでもそうです。目指す方向は中核病院を目指してやっていこうということなんですけども、最近見てますと、急性期病院から慢性期病院に多分移行されようとしていると思います。経営改善計画でもいろいろ書いてあるんですけど、やっぱり慢性期と急性期、どうしても患者さん取ろう思うたら急性期のほうもある程度充実せんと、やっぱり患者さんの確保、いわゆる入りも減ってくるかと思います。その中で、今度は少子化、若者が少ないということで、年々もう児童数が減ってる、子供も減っているということは、やはり医学生、それから医療に携わるいろんな職種の方も当然減ってきます。その中で、慢性期で確保できるのかどうかということも出てくるんですけど、今、説明では二、三年がちょっとねって言われると、今度は慢性期病院に移行することによって、逆に経営がかえって難しくなるんじゃないかなと思うんですよ。やはり豊岡病院があって、和田山の病院があって、ここがあって、姫路があります。その中で急性期病院、やっぱり地元の方、町民の方もそうですけど、やっぱり急性期、やっぱり重きを置かれてると思うんですよね。それが仮に慢性期に移行すると、今度はじゃあ私、姫路のほうに診てもらいに行きましようかというようになって、そこで治療があった後の慢性期でここ来られるような格好ですと、なかなか今度は経営のほうも難しいと思いますんで、実際どうなのか、何を目指されているのか、ちょっとそこら辺分かるように説明していただけないか。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼事務長の高階です。議員の御質問にお答えいたします。

私ども公立神崎総合病院というのは、基本的には140床ベッド数があるんですが、そのうちの90床が急性期病棟、残りの50床というのは地域包括病棟ということになっております。急性期は議員の御指摘のとおり、非常に救急を要する、急変された方に対して処置をするという病棟でございまして、一方の地域包括ケア病棟というのは、要は急性期からそのまま御自宅に帰るのはちょっと無理があるなということで、リハビリ等を行いながら、要はおうちに帰れるような形の準備段階を過ごされる病棟ということです。議員のお話に出てきました慢性期病棟というのは、またちょっとそれと違ってありまして、現在、私どもは慢性期病棟の運用を、失礼しました、慢性期病床ですね。現

在は急性期病床90床のうちの6床だけを部分的に慢性期病床として利用可能な届出を
やっております。

その慢性期病床というのは、今まで先ほど御説明しましたような急性期病棟、それ
から地域包括ケア病棟と違いまして、かなりもう長期にわたって、先ほどの地域包括病棟
は一応原則60日以内ってのがあるんですけども、慢性期というのはそういった、それ
以上ですね、言うたらうちの運用規定上では90日以上のお患者さんを対象にするので、
場合によってはもう最後お亡くなりになるまでそこで面倒を見るというような病棟なん
で、通常の公立病院等はなかなか運用してないということなんですけど、私ども地域密
着型の多機能病院を目指すということですので、そういったニーズも当然ありまして、
家族さんでそういった、どうしたらいいんやってお困りの方もるので、そういったニ
ーズにも応えたいと。公立病院でありますので、当然収支は大事なんですけど、住民、町
民のニーズに応えるのも公立病院の使命だと考えております。それで、一時的に6床を
当てております。

それで、その6床で、そこで経営改善できるのかというと、これはちょっとかなり難
しいお話でございまして、やはり経営改善を求めるには、やっぱり急性期病棟にいか
に患者を入れるかというのがもう1点でございまして、あくまで慢性期病床というのは、
一時空っぽではやっぱし、ベッドは空ではお金入ってこないんで、そういった多様なニ
ーズに応えつつ、言うたら副次的にそこでも空っぽよりは多少収益プラスになるなとい
う程度でございまして。どちらかというと、だから住民のニーズに応えるという形で、そ
ういった面もありますよという、よりいろんな住民さんのニーズに応えるという意味で
慢性期病棟を運用を始めておりますので。

実際のところですね、一番多いときで3名程度しか入っておらんで、今ちょっと現時
点でお亡くなりになった方等もおられまして、現在は1名というのを聞いてますので、
なかなかニーズはあっても多くそこで慢性期運用、それをメインでやっていくというのは、
当然単価も低うございまして、なかなかそれではいけないので、やはりいかに救急患
者取り漏れなく救急患者を受け入れるというのが私どもの病院の経営改善の基本だと考
えますので、それに加えまして地域のニーズですね、訪問診療であるとかレスパイト入
院、非常にレスパイト入院はもう目標額の1.5倍以上になりまして、非常に住民さんか
らの声も、ありがたいというような話を聞いておりますので、我々職員一同も、ただ、
これも機動にマンパワーがかかりますので、無尽蔵にはできないですけど、できる限り住
民のニーズに応えるような形で運用していきたいと考えています。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 同じような質問になるんですけど、先日ちょっと東京の
ほうへ勉強に行ってきたして、コロナ禍における公立病院ということで、病院はやっぱ

りある程度の収入がなかったらあかんと。収入で一番大事なんは何かっていうことを言っていました。それはやっぱり手術やと。手術をすることによって入院する。そのことによって収入が膨らむ。現実、今、神崎病院の例えば手術数ですね、これが姫路聖マリア病院とかはりま姫路総合医療センターと比べたら、やはり少ないと思うんですよ。いろんな面もあると思います。各科もあるし、いろいろあると思うんですけど、その辺がやっぱり大切なことやということをちょっと勉強してきたんで、やっぱり前向きに手術ができる病院というふうなところを取り組んでいただけたらと思うんですが、どうですか。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいま手術件数の御質問であったと思います。

これ令和５年度の決算数値になるのですが、当院では４２６件の手術件数がありました。令和４年度が４７４件ということで、１年間で４８件程度減じているという状況でございます。中でも、増えてる科もございますけれども、例えば住民さんからの要望でよくあるのが白内障の手術等のところでございますけれども、令和５年度で１件程度ということでございますので、その部分等については、やはり住民さんの御要望もある中で改善項目ではないかなというふうにも考えておりますが、ドクターの確保という部分と、例えば医療器械も更新をさせていただかないとちょっと対応もできないという状況もありますので、おっしゃられるとおり、オベが増えないと収益が増えないというところは承知しながら、今後進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼事務長の高階です。今の総務課長の発言に加えて、御指摘のとおり、手術、非常に単価が高いので、やっぱり収入源としてはありがたいというところはあるんですけども、当然先ほど総務課長申し上げたので、やっぱりその手術用の器械とか周辺環境を整える必要がありますので、そこにやっぱり多額の費用がかかるという一面もございます。

先ほど総務課長も申し上げたように、なかなか私どもの公立神崎総合病院の医師の皆さんがかなり高齢化というか、私のちょっと上ぐらいの方たちがもう中心になっておりまして、一部の、先ほどありましたように、住民さんのニーズから手術要望があるけど応えられてないというのも現実でございます。その分につきましても、実際のところは今、実りは出てないんですけども、募集、要は手術ができる医師の募集であるとかを例えばホームページ、民間業者等も含めましてですね、幅広くやりまして、何とか面接させていただいたりとか御意見聞いたりいう形で努力は続けてるんですが、今のところちょっと申し訳ないですけど、成果は出てない状況でございます。当然、医師の高齢化というものもございますので、やっぱり継続的に公立神崎総合病院が住民の期待に応えられるというのは、医師、看護師等もそうなんですが、やっぱり職員の若返り等も欠かせない面ですし、いかにこちらで働いてくれるような仕掛けづくりですよ、やっぱりや

っていないと、夏場に大阪医科薬科大学とか神戸大学とか、いろんな方の医学生とか高校生、東京都から大阪、兵庫県内の高校生とかも呼ぶとかして、非常に継続的な取組になってるんですけども、そこでは非常に好評でして、実際にそれで医師になったとかいう方もいるとお聞きします。そういった方が神崎でもう一度働きたいなというような形で、職員の確保の面からでも魅力ある病院づくりについて頑張っていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） もう1点ちょっと確認させてください。救急車と病院の連携ですね、前できてなかったですね。無線か何かで飛ばして診察を診るというような、その辺はどうなってますかね。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼事務長の高階です。御指摘のは、Joinというシステムだと思うんですが、このJoinといいますのは、神戸大の先生方が中心になってあの策定されて、いわゆる遠隔で患者さんの情報のやり取りがパソコン等の画面とか通じてやり取りできるシステムで、例えば急性期病院等であつたら、患者受入れで病院と病院がそれでやり取りしているという形で運用されてるのが主なんですけども、私ども神崎総合病院のほうにおきましては、救急隊のほうですね、中播消防署の救急隊のほうの救急車のほうに端末をつけまして、一方では病院のほうでという形で運用して、国の補助金等も頂きながら昨年度末に設置したんですが、何度もちょっといろいろなところで御報告はさせていただいて、なかなかちょっとシステムの安定ができなくて、ようやく昨年末ぐらいに安定できたんですけど、運悪くメインであります救急隊の南但のほうの……（発言する者あり）北部出張所の救急車のほうがちょっと事故になりまして、その搭載車両がちょっとない状態でここ一、二か月は、要は福崎の救急車に1台、2台積んであるんですけど、その1台だけで運営してまして、その中でこちらに来たのが事例としては2件ということで、1件はうまくいって1件はちょっと問題ありということで、その対応はさせていたんですけど、ようやく先日、救急車のほうが戻ってきました、これからちょっと救急数が増えてきたら、その実例が出るのかなと。

何かはり姫のほうでも同じような形で運用されてる、件数がやっぱり10件程度で、逆に、神崎総合病院さんも使っておられるのでどうですかみたいな形で、情報くださいなみたいな形で、なかなかどこも苦戦はしてるんですけども、ちょっと3月ですね、来週、今週、3月の8日ぐらいに今度は2回目の救急隊のまた意見交換がございますので、それまでにできるだけデータ集めまして、うまくいってないんだつたら、またその意見交換して、ちょっと今後の状況改善には努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） かなりお金を投入してした装備なんで、活用せんと意味

がないんで、やはり前向きにどんどんやっていってもらって、そのことによって救急の患者さんも入ってくるし、また入院も増えると、そういうことになると思いますんで、よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。関連はするんですけども、急性期病院でなければやっぱり経営が苦しいと、やっぱりしんどいところがあると。先ほども質問があったんですけど、やはり急性期病院で仮に患者さんも呼び込もうとすればそれなりの医療機器の設備も要る。今あれやからできないということになると、今度患者さんも逃げてしまう。そのこともよく考えていかないと、なかなか経営が難しい。苦しいのはよく分かりますよ。小寺議員も言われたように、そのとおりなんです。物すごい分かります。でも、やっぱりそこも考えていかないと、いや、実はお金も要るからできないんですなんてなっていったら、もう病院が急性期でなくなっていったら、なかなか取れない。

もう1点は、医療報酬なり薬価改定とかいろいろあるんですけど、医療報酬につきましては、年ごとに多分変わってきてると思います。それによって国の財政支援も変わってきてると思います。最たる例、ICTも多分これ関係があって病院が取られたのか、財政がこういう事由があるからこれ入れやったらどうですかになっとうかどうか分かりませんけども、やっぱりその辺も踏まえてよくやっていかないと、苦しい面もありますんで、やはり前向きに考えていかないと、後からじっと座って考えたってもう追いつかないんで、やっぱり患者さんの流れは当然人口減って高齢化もしてますんで患者さんの動きも分かっってしまうんで、やっぱりこの地域のための中核病院として救急病院を目指して残していこうとすれば、それなりの取組をしていかないとあかんと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいまの医療器械等についても、計画的に整備の必要があるのではないかというふうなことであったと思います。神河町の病院改革委員会という外部委員会があるんですけども、これ2年間いろいろと議論いただいた中で、答申書というものを1月の30日に提出をいただいたところです。実はこの中に、施設整備、設備の更新の方向づけを行いなさいというふうな項目もございます。医療サービスの充実のためには、ソフト面だけではなくて、病院施設や設備、器械、機器などへのハード面の整備が重要であると。一方で、今後北館改修に伴う企業債の償還であったり、来年度電子カルテの更新もさせていただきますし、また、南館については平成3年に建築以来30年以上たっておりますので、その改修なんかも必要であるというふうなところがございます。医療器械で多額になるのがCTであるとかMRIになるんですけども、この二、三年後ぐらいには更新の時

期を迎えるというところもありますので、その部分も含めて計画的に進めさせていただかなくてはならないというところがございます。令和8年度につきましては、今現時点での予定ですけれども、8,000万円程度について医療器械の整備をさせていただかなくてはならないというふうなところもありますので、今後、ソフト面と併せまして、ハード面につきましても十分に検討をしてみたいと思います。地域住民の方々に安心して医療を受けていただける環境は継続していかなくてはならないというふうに考えております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第46号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

_____・_____・_____

○議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。委員会に付託した議案審査のため、明日から12日まで休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。明日から12日までは休会と決定しました。

次の本会議は、3月13日午前9時30分再開とします。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後2時17分散会
